2021 年 4 月 23 日（最新更新 2022 年 5 月 11 日）
公益社団法人 日本女子プロサッカーリーグ

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

はじめに

1. 本ガイドラインの目的
   - 感染を最大限防ぎながら、WE リーグを開催する
     - ○ 国民や地域の活力に貢献する
     - ○ クラブ、リーグの事業継続を実現する
   - その際、感染リスクを下げるために関係者が遵守すべき基準を示す
   - 感染が生じてしまった場合の適切な処置について示す
   - WE リーグは本ガイドラインを公式メディアに公表し、WE クラブは本ガイドラインを遵守した活動を公式メディアなどに公表し、感染対策をひろく訴求する

2. 本ガイドラインの範囲
   - プロトコル 1：感染予防と、感染への対処
   - プロトコル 2：情報開示
   - プロトコル 3：WE クラブの活動段階と、公式検査
   - プロトコル 4：サッカーのトレーニング
   - プロトコル 5：チームの移動、宿泊
   - プロトコル 6：無観客での試合開催
   - プロトコル 7：制限付きの試合開催
   - 付属文書

3. 本ガイドラインの運用状況
   - 2021 年 4 月から運用開始

4. 本ガイドラインの制定手続き
   - 本ガイドラインは、WE リーグ実行委員会の審議を経て、WE リーグ理事会の決裁によって制定する
   - 本ガイドライン制定前に、専門的見地からの監修を受けるものとする
     - ○ JFA 医学委員会、JFA 女子委員会
   - 本ガイドライン制定にあたり、ステークホルダーと事前協議するものとする
     - ○ WE クラブの各担当（選手契約、運営、広報、事業、中継制作）
     - ○ WE クラブのチームドクター

・　本ガイドラインの改正

○　重要な事項または方針に関わる改正は、WE リーグ実行委員会の審議を経て、WE リーグ理事会の決議により、これを行う

○　前項以外の改正は、WE リーグがこれを行い、ただちに関係者に周知するものとする。新型コロナウイルス感染症をめぐる社会状況や医学的知見の変化に即応するため

5. 本ガイドラインの有効期限

・　WE リーグとして、新型コロナウイルス感染症への対策が要請されると判断する期間中に限る

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル１ ： 感染予防と、感染への対処

1 はじめに

本プロトコルは、新型コロナウイルス感染の予防及び対処について、WE リーグが選手やクラブに推奨する手順をお示しするものです。本プロトコルは J リーグが 5 月 22 日に専門家会議から頂いた『提言』（初版は 2020 年 3 月 12 日）に基づいて作成したものを、その後の知見を加えながら WE リーグにて一部を改変して作成されています。

皆さまにはぜひ、個人防衛をお願いします。
選手、チームスタッフ、クラブスタッフ、試合運営に携わるすべての皆さま、ファン・サポーターの皆さま、そのご家族一人一人が、新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動を取ってください。詳細は本プロトコルの前半部でご説明しております。
それでも感染を 100%防ぐ手だては、残念ながらありません。

そこで集団防衛です。
「体調が悪いけど、我慢して練習に出よう、仕事にいこう、ちょっと試合を観るだけだ」といった行動が、その方が所属する集団に感染を広げてしまう可能性があります。
発熱・咳・倦怠感などの症状を認めたら休む勇気を持つこと。そのことをクラブに報告する勇気をもつことを、是非お願いいたします。
またファン・サポーターの皆さまにも、観戦にあたって、発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合にはスタジアムに行かない、という文化の醸成が求められています。
こうした個人防衛と集団防衛を通じて、社会防衛に貢献していきましょう。

I. 新型コロナウイルスへの理解

1. 病原体
   (1) コロナウイルスの一種である SARS-CoV-2 よる感染症を COVID-19（感染症法では新型コロナウイルス感染症）と呼ぶ
   (2) ウイルスは自ら増殖することができず、人間の粘膜などの細胞に付着し入り込むことによって、増殖する
      - 体内でウイルスが増殖すると症状が出る。また他の人に感染するようになる
      - 症状が出るおよそ 2～3 日前から他の人に感染するのがこのウイルスの特徴
   (3) 健康な皮膚には入り込むことができず付着するだけ、と言われている。付着した状態で 3 日間程度は感染力をもつとされる
      - 多くの人が共通で触るものを減らすこと、または消毒することが重要
      - 手洗い、及びむやみに顔の粘膜（目、鼻、唇）に手で触れないことが重要

図 1-1　病原体　SARS-CoV-2　動物由来のコロナウイルス

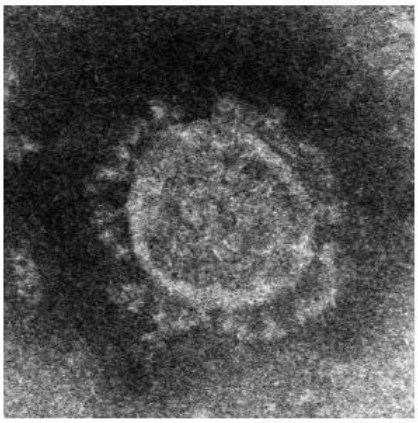

（国立感染症研究所）

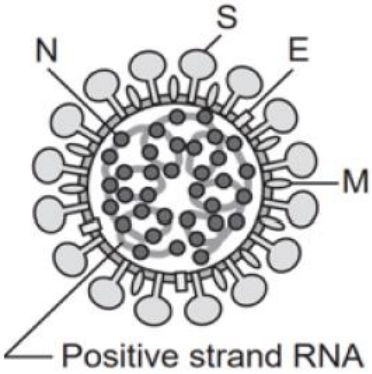

エンベロープにある突起が王冠（ギリシア語でコロナ）のように見える．SARS の病原体（SARS-CoV-1）と同様に ACE2 をレセプターとしてヒトの細胞に侵入する．SARS-CoV-1 と同様に 3 日間程度は環境表面で安定と考えられる．

『新型コロナウイルス感染症 COVID-19 診療の手引き　第 7.0 版』p.5

(4) 参考：厚労省「『新型コロナウイルス』とは、どのようなウイルスですか。」

2. 感染経路

(1) 飛沫感染　（咳・くしゃみ、おしゃべりするときに起きる感染）

- 通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが排出され、それを吸入することにより感染が生じる
- 特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態（手が届く範囲）における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があることが重要

(2) 接触感染（手で触れることによる感染）

- 咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスがものの表面に付着し、手指などを介して粘膜（口、鼻、目など）から侵入することにより感染が成立する
- ウイルスは条件次第では、環境中で 3 日間程度、感染性を保つ

(3) 参考：厚労省「新型コロナウイルス感染症にはどのように感染しますか。」

3. 潜伏期・感染可能期間
   (1) 潜伏期（ウイルスに感染してから症状がでるまでの期間）は 1～14 日間で、通常は 5 日程度で発症することが多い
   (2) 発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いのが特徴
   (3) 発症から 3 ～ 4 週間，病原体遺伝子が検出されることはまれでない。ただし病原体遺伝子が検出されることと感染性があることは、同義ではない
   (4) 感染可能期間は発症 2 ～ 3 日前から発症後 7～10 日間程度と考えられている
   (5) 血液、尿、便から感染性のある SARS-CoV-2 を検出することはまれである
   (6) 参考：厚労省「新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。」

4. 年代と症状、および後遺障害
   (1) 感染者のうち、8 割は軽症又は無症状のまま治癒する。2 割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは 5%程度と言われている
   (2) 若年層では重症化割合が低く、65 歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している （出典）

図 2-1　新型コロナウイルス感染症の経過

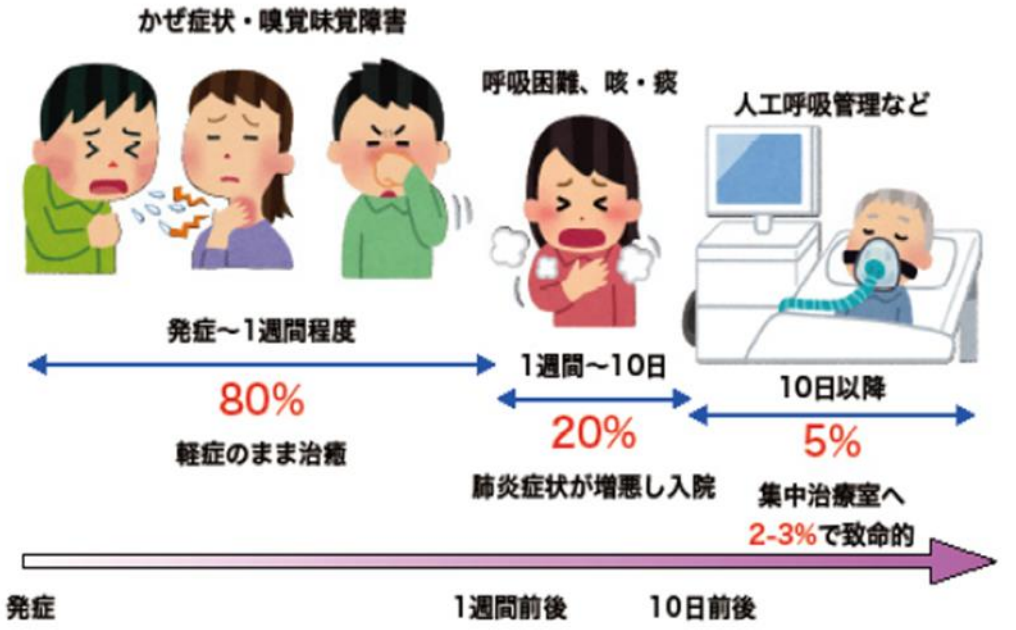

＊中国における約 4 万症例の解析結果を参考に作成（Wu. JAMA 2020）．年齢や基礎疾患などによって，重症化リスクは異なる点に注意．

『新型コロナウイルス感染症　COVID-19 診療の手引　第 6.0 版』、p.9

参考：厚労省　国内の発生状況

II.　感染を予防する

参考　人々への推奨行動（厚労省）

（厚生労働省／検疫所「オミクロン株の最新情報（2022 年 1 月 24 日時点）」より）

COVID-19 ウイルスの流行を抑えるために個人ができる最も効果的な方法は、

- 他人と物理的に距離を置くこと（最低 1 メートル以上離れる）
- よくフィットしたマスクを着用すること
- 窓を開けて換気を良くすること
- 風通しの悪い場所や混雑した場所を避けること
- 手を清潔に保つこと
- 咳やくしゃみは曲げた肘やティッシュにすること
- 機会が与えられたらワクチンを接種すること　　です。

参考　マスクに関する補足情報（内閣官房）

内閣官房コロナ室「いつでもマスク」では素材別の防御効果が示されています

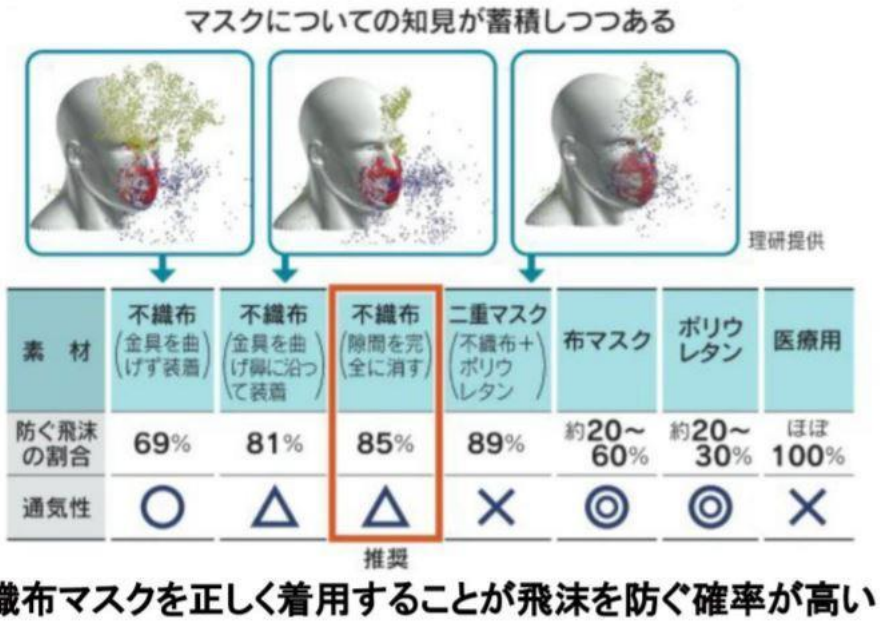

5.　サッカー選手の予防

（1）感染予防の習慣化

- 規則正しい生活、バランスの取れた食事、十分な休養・睡眠（免疫力アップ）
- 外出時は常にマスク。マスクは不織布製で隙間なく着用することが望ましい（飛沫感染防止）
- 咳エチケットを守る（他人にうつさない）
- 手洗い、手指消毒（手についたウイルスを除去）
- 口・鼻・目に不用意に触れない
- 多くの人が共通して触れるモノ、触れる場所に注意 → 触れたら手洗い・手指消毒
- マスク無しで近距離（1～2m 程度）の会話は避ける
- 移動先の感染状況を十分把握し、感染がまん延している区域へやむを得ず移動する際には、当面の間、ワクチン接種済みでも、検査で陰性を確認してから移動することが望ましい

（2）　リスク行動を減らす

- ３つの密（密閉、密集、密接）が起きそうな場所へは出向かない
- 頻繁な握手・ハイタッチ・抱擁、大声を出す集合写真・円陣、使用済ユニフォームの交換、唾や痰やうがいしたものを吐く行為なども感染リスクにつながる
- 外食は慎む（家族・同居者との外食は可）。　とくに５人以上の外食はリスクが高い（実際にあった事例として、感染拡大期に５人以上で会食をし、グループ全員が陽性もしくは濃厚接触者となりチーム活動に影響を及ぼした事例も生じている）
- 家族や同居者と外食する場合も、自治体が認める感染対策認証店を利用する

- カフェでの会話も、できるだけマスクを正しくつけて
- スポーツジムは、多人数が室内で呼気が激しくなる運動を行うため、不特定多数が利用する場所は控え、チーム・個人等で専用できる場合は感染対策が徹底された場所を利用する
- （参考）感染リスクが高まる５つの場面

(3) サッカーのトレーニング → 詳細はプロトコル４へ

- できるだけ感染リスクの低い移動方法を選ぶ
- ミーティング、更衣室、シャワー等は、換気をよくし、社会的距離をとり、可能な限り短時間で済ませる
- 複数の人が同じモノに触れる機会を減らす。タオル、飲水ボトル、シャンプー等の共用を避ける

(4) 体調記録・行動記録の作成 → 詳細はこちら

- 毎日の体調と行動を記録し、定期的にクラブに提出する
- 感染予防行動がとれていることの確認
- 「陽性」や「濃厚接触」のとき、影響範囲を調べるために行動記録が必要

6. 感染を注意すべき関係者

(1) 選手だけでなく、スタッフ、ご家族・同居人の方など、クラブ全体の予防に努める

トップチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
アカデミーチーム	選手、チームスタッフ（監督、コーチ、医療、通訳、その他）、及びその家族・同居人
スクール	スクール生、普及コーチ、及びその家族・同居人
フロント	クラブの役員、職員、及びその家族・同居人
施設	ホームスタジアムやトレーニング施設の役員、職員及びその家族・同居人
試合運営	ボランティア、警備、売店などのスタッフ、及びその家族・同居人
チームバス	運転手

(2) 告知、啓発、協議を通じて、サッカーに関連する人々にひろく予防を呼びかける

- メディア
- 中継制作スタッフ
- ファン・サポーターへの告知、啓発

7. もっと知りたい方へのお薦め

『新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）』	厚生労働省
「３つの密を避けましょう！」	首相官邸、厚生労働省
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」	首相官邸、厚生労働省
「正しい手洗い方法」	厚労省（動画）
「マスクの正しい着け方」	厚労省（動画）
「新しい生活様式」の実践例	厚生労働省
「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント	厚生労働省
新型コロナワクチンについて（2022 年 1 月 14 日現在）	国立感染症研究所

III.　毎日の検温、体調報告、行動記録

8.　対象範囲

トップチームの選手及びチームスタッフは、毎日の健康チェックと行動記録を、必ず実施する

※クラブの好事例

チーム内で陽性者が発生したが、調査材料として行動記録が整理されており、保健所に速やかに提出したことで、同じ場所を利用した者であっても、感染防止行動がとれていたことが確認され、濃厚接触者として指定される範囲が最小限となったケースもある

9.　毎日の健康チェック

コロナウイルス感染の徴候がないか毎日確認し、少しの変調でもクラブに報告する

(1) 体温測定： 起床直後・就寝前等、決まった時間での体温記録

(2) 問診表チェック：咳。喉の痛み、違和感。頭痛。体のだるさ。味や匂いの異常など

(3) データの管理、モニタリング

- クラブに担当者をおいて、全員のデータを毎日モニタリングする
- チームドクターやトレーナーと連携する
- 別途、関係者へ案内しているアラートシステムを活用する

10. 毎日の行動記録

(1) コロナ下でサッカー活動を継続するために、毎日の行動記録がきわめて重要

- 感染や濃厚接触が起きたときに、当事者以外で誰を隔離すべきか、判断する材料となる
- 保健所にすぐに提出することで、濃厚接触者の指定に協力する

(2) 感染リスクのある行動をとったかどうかを記録する。ポイントとなるのは、

- 食事の取り方
- マスクなし会話の有無（家族・同居人以外との）
- 外出の有無（チーム TR、試合を除く）
- 県境を超えての移動の有無

(3) クラブは選手、スタッフから週に一度以上、行動記録の提出を受け、内容を確認する

- リスク行動が多い選手・スタッフとは、解決方法を協議する

(4) 厚生労働省接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールし、位置情報を常に ON にして外出すれば、感染した後に接触した他者への周知にも役立つので、積極的に利用すること。なお、携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する

(5) 参考：行動記録の例

11. サッカーへの影響

(1) 感染者

- 感染者は、入院や宿泊療養などによって治療と復帰を目指す。概ね 7 ～14 日間を要する（参考：厚労省「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」）
- WE リーグ公式試合への復帰基準については、「20.陽性判定からの復帰」を参照

(2) 濃厚接触者（参考：厚労省「濃厚接触者とはどのような人でしょうか」）

- 保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、 4 日から 14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されない
- チームの中に多くの濃厚接触者が出ると、クラブの活動全体が一定期間停止する場合がある
- WE リーグ/クラブ関係者には、日常生活、トレーニング、移動、試合などにおいて、濃厚接触を減らす行動が求められる

(3) クラスター

- クラブ内で 5 人程度、接触履歴などが明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがある
- この場合、クラスター拡大を食い止めることが最優先され、 保健所等の指導に基づきクラブの活動全体が 2 ～3 週間程度停止することがある
- クラスター認定を受けた場合は、感染拡大防ぐために、積極的疫学調査等への協力が求められ、チーム活動の再開には保健所等の指導に基づく慎重な対応が求められる
- WE リーグ/クラブ関係者には、いざというときに感染の連鎖を招かぬよう、感染リスクに留意した生活や行動が求められる

IV. 安全を確保しながら、活動を継続する

12. 優先順位

1. 選手、オフィシャル、関係者、観客、社会の安全を最優先する
   - 国や自治体の指導に従う（社会の感染状況に応じた判断を行う）
   - WE リーグを通じて、JFA 医学委員会、JFA 女子委員会の助言を受ける
   - 自らを健康に保つ（健康管理、行動記録、PCR もしくは抗原検査、抗原定性検査など）
   - 観客や社会の安全に貢献する
2. 出来る限り予定通り公式戦を実施できるよう、最大限努力する
   - 地域に根ざしたサッカークラブは、スポーツの社会的使命の一翼を担っている
   - WE リーグ/WE クラブの存続が『一人ひとりが輝く社会の実現・発展に資する』
3. お客様と一緒に公式戦を実施できるよう、最大限努力する
   - WE リーグの試合は、ファン・サポーターに支えられている

13. コロナ下での活動図

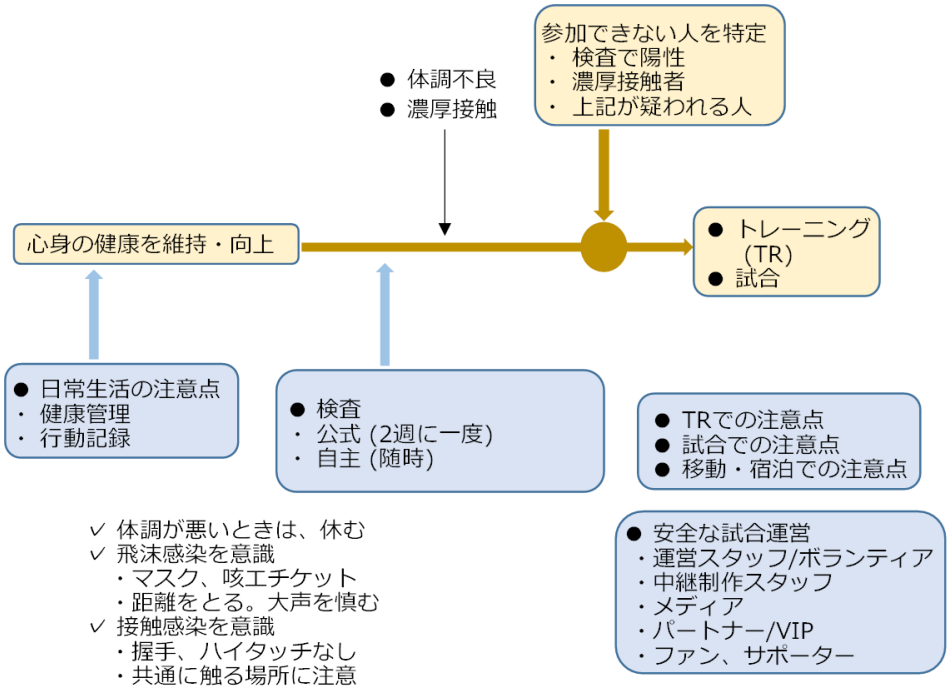

14. 公式試合を予定通り開催する

(1) 陽性（含む、判定保留）判定を受けた選手はただちに自主隔離する（A）

- 試合、チームトレーニングに参加しない

(2) 保健所による濃厚接触指定を受けた選手は自主隔離する（B）

- 試合、チームトレーニングに参加しない
- クラブの練習場を個人で利用することを、保健所に相談してよい（クラブハウスは使用しない）

(3) 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合、リーグ独自の基準で「濃厚接触疑い者」を指定する（C）

- 2020 年 7 月以降、複数の事案で各所の保健所から示された判断をもとに、リーグと専門家会議が協議して定めた基準を参照し、次項に示す

(4) （A）（B）（C）の該当者を除いたうえで、WE リーグ指定のオンサイト検査を実施し、試合を開催することを原則とする

- 試合開催可否の決定はチェアが行い、当事者クラブはこの決定に従う
- WE リーグ及び当事者クラブによる事前協議を実施することがある
- 関連ガイドライン 「プロトコル 3　40.オンサイト検査実施の基準」

(5) 上記に関わらず、WE リーグは必要に応じ JFA 医学委員会に相談のうえ、試合開催可否を検討する

15. 暫定的な「濃厚接触疑い者」に関する WE リーグ基準

(1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の 3 日前以降の接触を確認する

(2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、

- 通訳と、その担当選手
- 寮で同室

(3) マスクなしで、2 メートル以内、24 時間以内に累積で 15 分以上会話した者

(4) 同じ車に同乗した者で、以下に該当する者

- 陽性となった者が、正しくマスクを着けずに累積 15 分以上会話をしたときに 2 メートル以内にいた者。ただし、パーテーション等で座席間が区切られている場合は該当者から外してよい。

(5) マッサージ等の施術を行った者・受けた者のいずれかが、下記の 1 つ以上該当する場合

- 施術した者・受けた者のいずれかが、不織布マスクをつけていなかった
- 施術した者が、施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行っていなかった
- 施術した者が、施術ごとにタオル交換を行っていなかった
- 製術した者が、器具消毒を行っていなかった
- こまめに換気されるか、屋外など空気の滞留のない場所で行われなかった

(6) 陽性となった者が発症日の 3 日前以降に複数人で食事をしていた場合は、外食か否かにかかわらず、原則、食事を共にした者は全員濃厚接触疑い者とみなす。ただし、下記の条件のいずれか 1 つでも満たしていれば濃厚接触疑い者から外してよい。

- お互いの距離が 2 メートル以上離れていた
- 各席がパーテーションで区切られていた
- 黙食をしていた

参考　保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

厚：厚生労働省が定める濃厚接触者基準、WE：WE リーグ独自基準

項目		基準	72時間以降、48時間以前	48時間以降、隔離迄
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	WE	4～7日間	
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、15分以上、パーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者	WE	4～7日間	
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	―	4～14日間
	3日前以降に、複数人と会食を共にした者 だたし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 • お互いの距離が2メートル以上離れていた • 各席がパーテーションで区切られていた • 黙食をしていた	WE	4～7日間	
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	―	4～14日間
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	4～7日間	
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者 （例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）	WE	4～7日間	

関連条文　21.陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合

V. 有事対応（陽性。試合直前の発熱や濃厚接触疑い）

16. 有事での心構え

(1) 新型コロナウイルスはいつ誰が感染しても不思議でない病気。ゆえに感染した人やクラブには見舞いをもって接するべきで、非難し忌避するのはきわめて不適切

(2) 2020 年 6 月以降、日本だけでなく欧州でも、感染拡大を防ぎながらトップレベルのサッカーリーグを実施できている

(3) 陽性判定、試合直前の発熱などの有事の際も、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行する。相互信頼に基づいて、公式試合を継続していく

(4) 上記に関わらず 1 クラブ内に同時的に複数の感染者が出た場合は慎重に判断する。JFA 医学委員会の助言も参考とする。

17. 陽性判定への対応（一覧）

(1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する

(2) 地域やクラブ内の感染拡大を防ぐ
- 行動履歴の整理と保健所との協議
- クラブ内感染状況の確認（自主スクリーニング PCR 検査の検討）

(3) 公式試合を予定通り開催する方向で調整する
- WE リーグ、関係クラブ、自治体、スタジアム等との協議・調整

(4) 広報対応、ステークホルダー対応

(5) クラブの感染防止体制の再チェック

18. 陽性判定時のアクション（例）

(1) 初動
- 感染者を隔離する（感染拡大防止）
- 公式検査「判定不能」の場合も、感染者として処遇する
- クラブ内で情報共有（チームドクターを含む）
- 行動記録の整理。本人及びクラブ全員。本人との接触有無を、両方向から確認
- 保健所へ届け出（担当医から）
  - ✓ 公式検査「判定不能」の場合、医師に確定診断と保健所への届け出を依頼する
  - ✓ 再検査実施は認められるが、陰性が確定するまで本人は感染者として処遇する
- WE リーグへ報告

(2) 感染者の治療：保健所の指示に従う
- 遠征先で陽性判定または症状が出た場合、地元クラブが受け入れ医療機関の紹介など全面的に協力する

(3) 濃厚接触者の指定：保健所の指示に従う。クラブは行動記録を速やかに提出する
- 濃厚接触者は保健所の指示に従い 4 ～14 日間自主隔離する。検査を受けることもある

(4) 施設の消毒：保健所の指示に従う

(5) スクリーニング検査
- クラブ内に感染が広がっていないかを確認する検査で、実施が推奨される
- 実施にかかる費用はクラブ負担とする
  - ✓ 自主スクリーニング検査を実施した場合も、保健所による濃厚接触者の特定への協力を行うこと。保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合は、リーグ独自の基準で濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと

(6) WE リーグの役割
- クラブの対応を支援
- 他クラブ、マッチオフィシャルへの対応をケア
- メディア発表での連動（感染者の報告、試合実施に関する報告など）

(7) 公式試合実施に向けた調整

(8) クラブの主要ステークホルダーへの連絡

(9) クラブの感染防止体制の再チェック：保健所や専門家の指導を受ける

19. 疑い症状などへの対応

(1) 試合直前事案

※クラブは別途定める「ビジターチームの対応フロー」も参考に対策に努める。

事例	対応
○　遠征先のホテルで発熱した	1) 安全のため本人をチームから隔離する 2) 本人を検査することを、検討する 3) 本人と濃厚接触疑い者を除いて試合を実施する
○　家族・同居人が陽性になった ○　数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった ○　家族・同居人が濃厚接触者になった	(3)近親者や知人との関係へ

(2) 選手、チームスタッフに直接関わる事案

事例	対応
選手、チームスタッフにスクリーニング検査を実施	陽性判定の場合、速やかにチームから隔離し医療機関を受診する
選手、チームスタッフが体調不良で検査を受ける	検査結果が出るまでは自主隔離する 1) 陰性の場合、活動継続でよい
選手、チームスタッフが体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	医師が、明らかに新型コロナウイルス感染症でない、と判断した場合、症状解消を確認して復帰
選手、チームスタッフが濃厚接触者に指定された	1) 重要事象報告フォームに入力する（受検前、受検後） 2) 保健所の指導に従う

(3) 近親者や知人との関係

事例	対応
○　家族・同居人が陽性になった ○　数日前に会食した人が陽性になった ○　仕事の打合せなどで頻繁に行き来する他社の方が、陽性になった	1) 暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準に沿って本人の行動履歴を確認する 2) 濃厚接触疑いに該当する場合、自主隔離する 3) 保健所の指導に従う 4) 1）の基準に該当せず、症状がなければ活動継続とするが、保健所の指導が確定するまでの間はトレーニング、移動、試合を行う前に当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 5) 4)に伴い選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での

	診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする ・ トレーニング時のクラブハウスの利用は控える ・ 遠征時の食事はチームとは別にする ・ 遠征時の部屋は 1 人部屋とする
○ 家族・同居人が濃厚接触者に指定された ○ 配偶者［子供］が検査を受ける。同僚［同級生］が陽性になったため	1) 選手・スタッフは、濃厚接触指定を受けておらず、活動継続でよい 2) 但し、発症日 2 日前以降に顕著な接触あれば、安全サイドで慎重に判断する
家族・同居人の体調不良が判明した	1) 新型コロナウイルス感染が疑われる前駆症状の場合（発熱、咽頭痛、せき、味覚異常、呼吸苦、倦怠感、下痢等）は、速やかにクラブへ報告する 2) 同居人の医療機関での診断が確定するまでの間にトレーニング、移動、試合を行う場合は、当該選手・スタッフに対し、抗原定性検査を実施する 3) 抗原定性検査で陰性の場合はトレーニングや試合出場は継続可能とする 4) 抗原定性検査のタイミングの目安 · トレーニング：トレーニング前後（2 回） · 試合への移動日：移動前 · 試合日：キックオフ 3 時間前と試合終了（※オンサイト検査実施の場合は除く） 5) 選手・スタッフが抗原定性検査で陰性が判明した場合も、家族・同居人の医療機関での診断が確定し陽性でないことが明らかになるまでは、下記の対応とする · トレーニング時のクラブハウスの利用は控える · 遠征時の食事はチームとは別にする · 遠征時の部屋は 1 人部屋とする · 希望があった場合は、同居人に対しても抗原定性検査の機会を提供することを推奨する
家族・同居人が有症状で検査を受検した	1) 検査結果が判明するまで上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1）～5）の対応とする 2) 陰性の場合、活動継続でよい
家族・同居人が体調不良で、医師から PCR 検査不要と診断された	1) 診断までは上記「家族・同居人の体調不良が判明した場合」1）～5）の対応とする

	2）陰性の場合、活動継続でよい
無症状の濃厚接触者と接触し、または共に行動した	1）活動継続でよい
入国後、政府が求める待機措置を済ませていない訪日者との面会・同居	1）面会時にマスクを正しくしていれば自主隔離は不要 2）入国後、政府が求める待機措置期間内は同居を避ける

20. 陽性判定からの復帰

（1）厚生労働省の基準（参考：厚労省公式サイトを見る）

	厚生労働省による例示	メモ
有症状	発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過	・発症日を 0 日目としてカウント ・たとえば 2 日目に軽快すれば、10 日目に検査なしで退院可能
	症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔を空け 2 回の PCR 検査で陰性を確認	・発症日を 0 日目としてカウント ・たとえば 2 日目に軽快し、3 日目、4 日目に検査して陰性確認すれば退院可能
無症状	検体採取日から 7 日間経過 10 日経過までは検温等健康状態を経過観察	・検体採取日を 0 日目としてカウント

（参考）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について	厚生労働省、2022 年 1 月 28 日
退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日
退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について	厚生労働省、2021 年 2 月 25 日
COVID-19 罹患後のスポーツ復帰指針	日本臨床スポーツ医学会、2021 年 11 月 8 日

（参考）各検査の特徴

新型コロナウイルス感染症　病原体への指針より（厚生労働省）p15

表3 各種検査の特徴

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査（定量）			抗原検査（定性）		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者（症状消退者含む）	発症から9日目以内	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×（※1）
	発症から10日目以降	◎	◎	ー（※3）	◎	◎	ー（※3）	△（※2）	△（※2）	×（※1）
無症状者		◎	ー（※3）	◎	◎	ー（※3）	◎	ー（※4）	ー（※4）	×（※1）
想定される主な活用場面		• 検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 • 大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			• 検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。 • 無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。			• 目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。 • 現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。		

※1：有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
※2：使用可能だが、陰性の場合は臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。（△）
※3：推奨されない。（ー）
※4：確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。
＊：引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

21. 陽性者発生時に保健所から濃厚接触者が特定されない場合

感染拡大等による感染拡大等による保健所業務のひっ迫に伴い、令和３年６月４日付「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」ならびに令和４年３月 16 日付「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき、万が一保健所による濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査に遅れが生じる、または十分に行えないことが明らかな場合は、以下の(1)～(２)の対応を推奨する。なお、いずれの場合も、自主隔離期間中に保健所による判断があった場合は、保健所の指示に速やかに従う

(1) 15.「暫定的な濃厚接触疑い者に関する WE リーグ基準」に該当する者は自主隔離を行う

(2) 該当者は①～③の要領で健康観察と検査のもとに段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする

① 解除の条件

・ 自主隔離期間に無症状の場合は、5 日目の PCR 検査もしくは抗原定量検査（いずれも検

体採取日が 5 日目）で陰性結果、もしくは 4 日目・5 日目の 2 回の抗原定性検査（鼻腔ぬぐい、以下同）の陰性結果をもって 5 日目から隔離を解除する

- 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う
- 検査は自主検査する
- 抗原定性検査を用いる場合、厚生労働省による薬事承認を得た検査キットを使用する
- 事情により検査を実施できない場合、7 日目まで無症状の場合は 8 日目より解除可とする

② 隔離期間中の自主検査

- 抗原定性検査を用いる場合、4～7 日目に実施
- PCR 検査を用いる場合は、5 日目に実施（検体採取）し、その後 6 日目と 7 日目は抗原定性検査を行う
- 5 日目に隔離解除したあとも 6 日目と 7 日目は検査を行う
- 自主的な検査増は可とする

③ 隔離期間中のトレーニング（関連：プロトコル 3「8 つの活動段階」）

- フェーズ 2（在宅外の個人トレーニング）とする

(3) (1)に該当するが(2)に当てはまらない者は以下①～③の要領で健康観察と検査のもと段階的にトレーニングを再開し、復帰の目安とする

1 隔離期間中の自主検査

- 1 日目から 7 日目まで毎日抗原定性検査（鼻腔ぬぐい）を実施する
- 3 日目と 7 日目は PCR 検査を行う

2 隔離期間中のトレーニング

- 1 日目～2 日目はフェーズ 1 （在宅での個人トレーニング）とする
- 3 日目の PCR 検査で陰性の場合、フェーズ 2 （在宅外の個人トレーニング）とする
- 7 日目の PCR 検査で陰性の場合、8 日目からフェーズ 4 -②（チームトレーニング）を可とする

3 解除の条件

- 自主隔離期間に無症状の場合は、7 日目の PCR 検査の陰性結果をもって 8 日目から隔離を解除する
- 自主隔離期間中に症状が出た場合や検査で陽性となった場合は、医療機関を受診し、保健所の指示に従う

（参考）保健所が濃厚接触者を特定しない場合の対応要領対比表

保健所が濃厚接触者を特定しない場合も、下記に該当する場合は「濃厚接触者疑い者」とする

厚：厚生労働省が定める濃厚接触者基準、WE：WE リーグ独自基準

項目		基準	72時間以降、48時間以前	48時間以降、隔離迄
会話	1m以内、マスク無し、15分以上の会話があった者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、24時間以内累積15分以上の会話があった者	WE	4～7日間	
移動	1m以内、マスク無し、15分以上、自動車等に同乗した者	厚	―	4～14日間
	2m以内、マスク無し、15分以上、パーテーション等で座席間が区切られていない状況で、同じ車に同乗した者	WE	4～7日間	
会食	1m以内、マスク無し、15分以上の会食を共にした者	厚	―	4～14日間
	3日前以降に、複数人と会食を共にした者 だたし、下記の状況いずれか1つでも満たしていれば対象外 • お互いの距離が2メートル以上離れていた • 各席がパーテーションで区切られていた • 黙食をしていた	WE	4～7日間	
マッサージ	1m以内、マスク無し、15分以上でマッサージ等の施術を行った者・受けた者	厚	―	4～14日間
	距離・時間を問わず以下に該当する場合 ・不織布マスクをつけない施術を行った者・受けた者 ・施術ごとに手袋の交換もしくは手指消毒を行わずにマッサージ等の施術を行った者 ・器具消毒を行わずマッサージ等の施術を行った者・受けた者 ・こまめに換気されていない場所でマッサージの施術を行った者・受けた者	WE	4～7日間	
その他	距離・時間を問わず陽性者と日常的に接触している者 （例えば、通訳とその担当選手・寮で同室）	WE	4～7日間	

VI. 重要事象報告（WE リーグへの報告・相談）

22. 重要事象報告（重要事象報告フォームを開く）

(1) 運用

目的	・ 主に公式試合開催に関わる感染状況を把握する ・ クラブから、WE リーグを通じて JFA 医学委員会に相談する
報告する事案	・ 陽性診断を受けた ・ 濃厚接触者指定を受けた 検査を受ける（受検前、受検後）
報告対象者	・ WE リーグ規約 36 条に記載されている者 1 選手 2 実行委員、運営担当、広報担当等 3 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等 ・ エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が高いと考えられるクラブ関係者

	・　来場者（陽性診断のみ）

(2) 主なポイント

・　家族・同居人、ビジネススタッフに関する報告は不要

・　自主隔離は報告対象外

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル 2 ： 情報開示

VII. 情報開示の考え方

23. 情報開示にあたって

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です
- 新感染症に関する情報の開示がどう扱われるべきか。付属文書 XXXIV.感染症法をぜひご一読ください

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています（感染症法 16 条）
- その際、感染症に関連してかつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です（同前文、4 条、16 条）
- 「病歴」は個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です
- 都道府県は、概ね以下のような項目を発表しています（バラツキあり）
  - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
  - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください
  - ✓ 記述例：スポーツ選手、サッカー選手、自営業（サッカーチーム関係者）、サッカー選手（●●FC 所属）

(3) 個人名は原則非公開とします

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する（公表してよい）が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- WE クラブが保健所による積極的疫学調査（同 15 条による調査）に全面的かつ速やかに協力していることが前提です。行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください
- 日頃から健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります
- 従業員から感染者が出た企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連係することが求められます

VIII.　情報発信の基準。発信例

24. 情報発信の基準

(1) WEリーグは、各回のWEリーグ公式検査（以下「公式検査」という）の結果を公表します。公表内容は次のとおりです

- 検体採取日、検査対象者、検査総数、陰性数、検査中、その他
- 陽性確定数（医師によって陽性診断を受けた数）

(2) WEリーグ/クラブ等は、関係者が公式検査を含む新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合、発表する範囲は、原則としてWEリーグ規約[届出義務] 第36条①と③（ただし②を除く）に記載されている競技関係者、ならびにその他の関係者においては、特別に不特定多数への周知が必要な場合とします。詳細は次項の対象者別のガイドラインをご参照ください。

- プライバシー保護に配慮し、個人名は、原則として公表しません
- 2022年3月16日付の厚労省の通知に伴い、事業所（クラブ運営会社等）に対する保健所の積極的疫学調査が限定的となりました。そこで、クラブ役職員の公表については、公表すべきケースを次項に明記のうえで、それ以外のケースについては所属元の事業所の任意とする方針へ見直しました。

(3) WEリーグ/クラブ等の関係者が濃厚接触者に指定された場合の発表有無及び発表内容は、当該団体が決定します

(4) WEリーグ/クラブ等においてクラスター発生等、重大かつ社会的影響の大きな事案が生じた場合、当基準と異なる対応をとることがあります

25. 関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法

	対象者	発表
1	トップチームの選手、コーチングスタッフ、アスティックトレーナー、マッサー等、WE リーグ第36条①と③に定める対象者	・ 所属クラブが発表する ・ ドクターは除く
2	アカデミー、男子、スクールの選手	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ 学校や勤務先との関係、及び本人のプライバシー等を、慎重に考慮する
3	その他のクラブ関係者 （上記1以外の、クラブ役職員、アカデミーコーチ等）	・ 発表の有無は、所属クラブが決定する ・ ただし、以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が2次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止する場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合
4	WEリーグ担当審判員	・ ＪＦＡが発表する

5	WE リーグの役職員	以下の場合は公表を原則とする ① クラスター認定がなされた場合 ② 自治体や保健所、社外の関係先等から個別に公表協力があった場合 ③ 不特定多数の者が 2 次感染となりえる状況で罹患した場合 ④ 罹患に伴い事業所を営業停止とする場合 ⑤ その他、客観的に必要と判断できる場合
6	ビジネススタッフ（クラブ） ※クラブとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、クラブと当人の所属先が十分調整したうえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
7	ビジネススタッフ（リーグ） ※リーグとの関係で試合運営に協力する企業・団体のスタッフ、ボランティア等	・ 発表の有無は、リーグと当人の所属先が十分調整したえで決定する。その際、当人の業務範囲、影響範囲を考慮する
8	試合観戦者	・ 濃厚接触者を特定するためにクラブが、どの試合のどの座席で発生したか、発表することがある ・ 発表に先だって、保健所と十分に協議する
9	上記の当事者の家族・同居人	・ 発表しない

26. 感染に関する発表の例

（1） 発表項目チェックリスト ※ クラブ広報担当者はこちらも参考ください

- 属性（クラブとの関係、立場）
- 経過・症状
  - ✓ 発症日、初期症状（発熱/咳/倦怠感/味嗅覚障害/咽頭痛/胸痛など）
  - ✓ 医療機関受診した場合は順に「医療機関 A」「医療機関 B」、とする（匿名で OK）
  - ✓ 医療機関所見（肺炎所見の有無、など）
  - ✓ PCR 検査日、陽性判定日
  - ✓ 現在の容体（上記諸症状、軽症か中度か、治療方針等）
  - ✓ 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）
- 発症 2 日前～発表日までの行動履歴（TR 参加等）
- 感染経路について判明していること
  - ✓ 友人が●月●日に陽性判定、●日前に食事を供にした、など
- 関係者の状況、容体
  - ✓ クラブ関係者に症状のあるものはいるか、容体は
  - ✓ 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
  - ✓ クラブの活動停止など
- 保健所、自治体との連携状況
  - ✓ 施設消毒の実施状況

- ✓ 濃厚接触者の調査状況
- 今後について
  - ✓ クラブとしての感染拡大への取り組み
  - ✓ 活動停止スケジュールなど

27. WE リーグが指定するオンサイト検査に関する公表基準

(1) オンサイト検査の予告

- 「陽性診断」もしくは「陽性判定」が 1 名以上発生した理由で、オンサイト検査を実施する場合、該当クラブは、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表する際に、直近の公式試合がオンサイト検査の対象であることを併記します。

記入例） （中略） なお、X 月 X 日（X）に行われる WE リーグ第 X 節 XXX 戦において、試合当日のキックオフ 3 時間前に WE リーグ新型コロナウイルス感染症対応オンサイト検査を実施し、これまで定めていたエントリー可能な要件に加え、オンサイト検査で陰性判定を得た選手・スタッフのみが当日の試合にエントリー可能となります。

- 試合前日からキックオフ 3.5 時間前までに「37.5 度以上の発熱や、感染が疑われる症状」が出た場合も、オンサイト検査の実施対象となりますが、陽性診断や検査の判定が下る前の状況であることから、オンサイト検査の対外公表は必須としません。
- 自クラブが検査対象でない限り、対戦クラブによる対外公表は不要です。

(2) オンサイト検査の結果

- オンサイト検査で陰性判定を得た者がエントリー下限人数である 13 名に満たず試合の中止が決定された場合、WE リーグ・検査実施クラブ（主管クラブが別の場合は主管クラブ）で内容を調整のうえ、試合の中止の理由がオンサイト検査である旨を公表します。
- オンサイト検査で陰性判定を得られない者が出ても、試合の中止に至らない場合、オンサイト検査の結果をただちに公表することは推奨しません。
- 試合後、速やかに医療機関を受診し、診断結果を受けて新型コロナウイルス感染症の罹患が判明した場合には、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。
- また、オンサイト検査の受検者は、判定結果にかかわらず、試合後にただちに PCR 検査を受検します。オンサイト検査で陰性判定を得られなかった場合でも、試合後の 2 回の PCR 検査で、2 度とも「陰性判定」であった場合、罹患者として扱わず、次の試合へのエントリーが認められます。PCR 検査で「陽性判定」であった場合は、24.「関係者が陽性判定を受けた場合の発表方法」に従って公表します。

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル３ ： WE クラブの活動段階と、公式検査

IX.　８つの活動段階

再開フェーズ	概要	判断基準
1	在宅での個人トレーニング ・選手はそれぞれ自主隔離している ・クラブの練習場を閉鎖している	クラブが自主判断 ・国及び自治体による外出自粛要請がある等
2	練習場での個人トレーニング ・クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング ・クラブハウスは使用しない	クラブが自主判断 ・外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている等
3	グループ分けしてのトレーニング ・クラブの練習場で、少人数のグループに分かれてトレーニング ・クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う	クラブが自主判断 ・国による緊急事態宣言が解除されている ・選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、問題がないと確認できる
4	チームトレーニング ・チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手は WE クラブに限定）	クラブが自主判断 ・フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していない ・地域の感染状況が悪化していない
4-②	チームトレーニング（交流期） ・チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ（対戦相手の WE クラブ限定を解除）	WE リーグが決定する
5	無観客での試合開催	リーグとクラブが協議して決定 ・国の「イベント開催制限の段階的緩和」がステップ②以降で、自治体もプロスポーツ開催を容認

		している
6	強い収容制限のある試合開催	リーグとクラブが協議して決定 目安：緊急事態宣言が出ており、かつ政府のイベント開催方針の来場制限が「50%以下」 プロトコル 6、7 の基準を参考とし運営する
7-①	収容制限のある試合開催	主管クラブがガイドラインに基づき対戦クラブ等と連携の上決定 7-①：プロトコル 7-「レベル 2 」を適用する目安試合会場が緊急事態宣言もしくはその他の都道府県の区域である 7-②：プロトコル 7-「レベル 1 」を適用する目安試合会場が経過措置もしくはその他の都道府県の区域である
7 -②	収容制限はないが行動制限や運営条件がある試合開催	
8	制限のない通常開催	８への移行は WE リーグが決定する

X. イベント開催制限の段階的緩和の目安

最新の政府方針
（令和４年３月 17 日付事務連絡）
基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

別紙１

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注１）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置地域	人数上限(注２)	収容定員まで（注３）	5,000人
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注５）	原則要請なし（注５）
	人数上限(注２)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注６）（注７）	5,000人
	収容率(注２)	100%（注４）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
（注１）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
（注２）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
（注３）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。
（注４）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
（注５）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
（注６）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする
（注７）都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

注意：WE リーグは「大声あり」の区分に該当されるが、感染対策を徹底することを条件とした安全計画の策定のもとで「大声なし」のカテゴリーで運営可能となる。声を出しての応援行為は WE リーグ全体で禁止している。

2022 年 1 月 19 日政府方針の改定（ワクチン・検査パッケージの一時停止、来場上限を上回る人数を対象とした検査の実施）

イベント開催等における必要な感染防止策

項　　目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、㋐通常よりも大きな声量で、㋑反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50％とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のＢＧＭや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省ＨＰ「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上）の徹底 ＊室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 ＊屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 ＊必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

イベント開催等における必要な感染防止策

項　　目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は１席（立席の場合できるだけ２ｍ、最低１ｍ）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策

項　　目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検　査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー

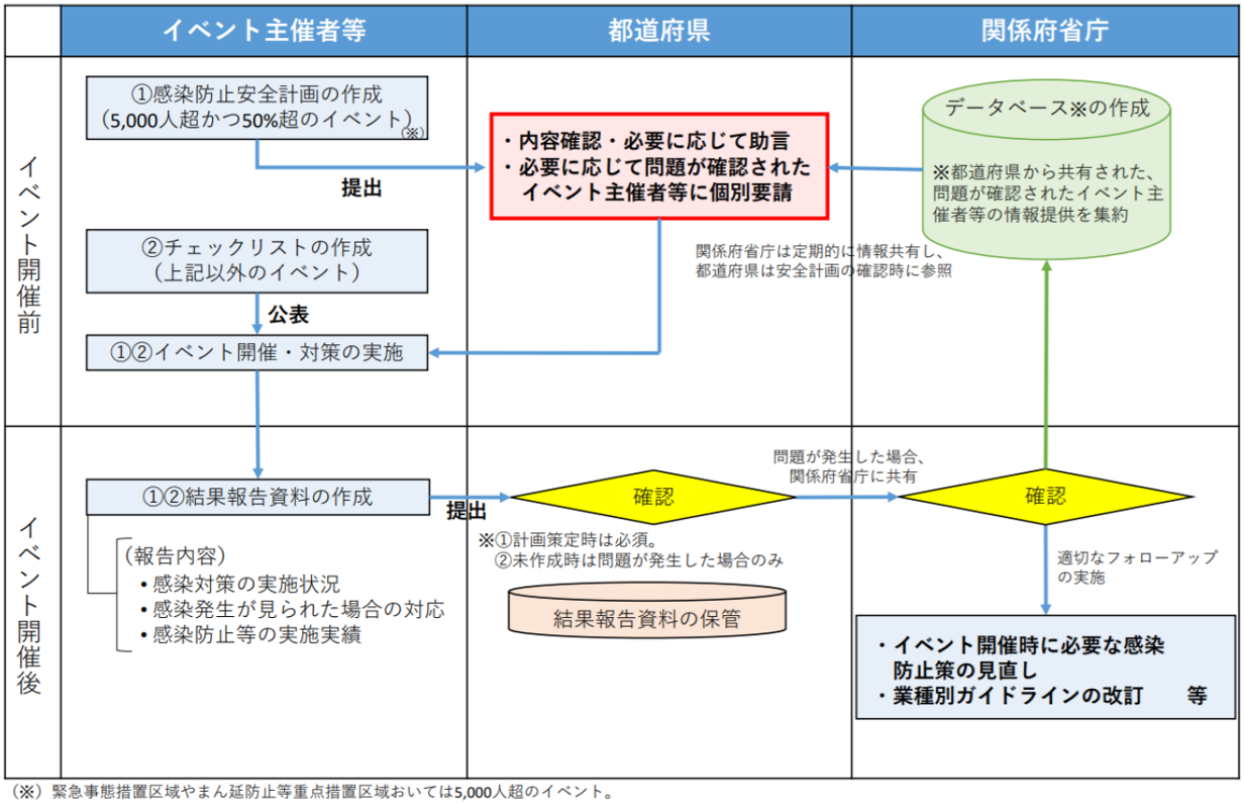

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント。

過去の事務連絡は　こちら

28. WEリーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

入場者数の制限については、令和４年１月 19 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする

(1) 入場者数の制限、ビジター席の考え方

① 緊急事態宣言対象区域では、政府もしくは都道府県が指定する安全計画（以下、安全計画）策定のもと、WE リーグスタジアム基準に定める入場可能数※（以下、入場可能数）を上限 10,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする

② ただし、①について、政府もしくは都道府県が指定する上限を上回る人数を対象とした検査の実施（以下、検査実施）もしくはワクチン・検査パッケージを導入した場合、上限を超えて来場が認められる場合がある

③ その他の都道府県では、安全計画策定のもと、入場可能数に制限は設けず 100%まで可とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人または収容定員 50%のいずれか大きい方）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする

④ 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の 3%を下限とする）

⑤ ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される。該当する場合は、相手チームならびに WEリーグへ連絡すること

⑥ 自治体独自で緊急事態宣言や経過措置が講じられている場合、具体的なイベント制限の方針がある場合は原則として自治体の方針に従う。該当する場合は、相手チームならびに WE リーグへ報告すること

⑦ 本ガイドラインは、令和４年３月 17 日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」ならびに同日発行の関連通知に準拠する

※ 入場可能数：WEリーグスタジアム基準に定めるホームゲーム開催時に入場可能な人数

※ 芝生席や立ち見席は、安全性等について WE リーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には観客席とみなすことができる。観客席とみなされた場合は入場可能数に加えることができる。

(2) 上限拡大の前提となる感染防止策

制限緩和の前提として、サッカー興行の特性より、感染防止策の例を参考に、下記①～⑧を確実に実行する。

密回避ポイント	感染防止策の例
1 アクセスや居酒屋での密回避	○ 交通会社と協議。来場数予測をもとに、駅やバス停の混雑緩和、また増便などについて協議する。列車やバスの換気、マスク着用呼びかけなどを確認する

	○　観客にできる限り直行直帰や時差来場を呼びかける。また多様な交通手段での来場を呼びかける ○　警備会社と協力して、混雑状況に応じた誘導を行い、主要駅からスタジアムの間、密回避・マスク着用などを呼びかける ○　居酒屋について、商店会と、来場予測を共有し、十分なコロナ対策の実施や、安全に飲食店などを利用していただくための告知などの対策を行う ○　サポーターグループと協議し、注意すべきポイントを共有。サポーター同士の感染防止行動を惹起する ○　警察と来場予測を共有し、警備計画を報告したうえで、混雑予防へのアドバイスを受ける
2　スタジアム入場時の密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　来場者に応じてレーンを増減させ、待機列を分散させる ○　席種別に入場時間を分ける（含む、年間チケット保有者やファンクラブの優先入場。また 30 分間隔で、エリア指定入場など） ○　自由席のお客様は抽選で、入場時間帯を決めるなど混雑しない対策を行う ○　体温計測器を増設して、スピードアップをはかる ○　選手バス到着やマスコットなどの人だかりのできそうな場面での滞留を防ぐ
3　スタジアム退場時の密回避	○　試合終了時、一斉退場にならないよう、場内放送や大型映像で呼びかける ○　退場時は使用するゲート数を増やし、ルートの選択肢を増やす ○　選手インタビューを場内に提供することで、時差退場を促す ○　席種（エリア）毎の時差退場を実施 ○　試合終了後、スタジアム外周での飲食サービスを提供するなどタイミングをずらす ○　選手バスまわりの滞留を防ぐ
4　トイレの密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　注意喚起のためのスタッフを配置 ○　(一社)日本トイレ協会の平均トイレ占有時間（小用で男性 31.7 秒、女性 93 秒）をもとに、混雑度合いを予測 ○　クラブとして平均占有率を計測している（ハーフタイム時男性 1 分、女性 5 分。待ち時間を含む）
5　売店の密回避	○　待機場所をマーキングして距離を保つ ○　列誘導、注意喚起のスタッフを配置する

	○　狭い場所（コンコースなど）への出店をとりやめ ○　グッズ売店（テント内）に入るお客様を制限（5 人以下、3～4 組程度、など）
6　試合中の観客の行動への介入	○　通常の感染ルール・マナー違反への対応を、マスク未着用、ひどい声出し、指定された席に着席しないなどの感染リスクを伴うお客様にも適用する ○　場内アナウンス、大型映像を使った対処
7　接触確認アプリ（COCOA など）利用の呼びかけ	○　公式サイト、SNS の活用 ○　来場時の声かけ、貼り紙（2 次元バーコード提供を含む） ○　場内アナウンス、大型映像をつかった呼びかけ
8　混雑状況への対応	○　飲食売店・グッズ売店・トイレ等の稼働及び混雑状況に応じ、空いている箇所への適切な誘導
9　その他	○　場内に協力呼びかけの案内を多数設ける。　スタッフからの声掛けも増やす ○　SNS を活用して、密を避けるよう呼びかける ○　試合ごとに、この試合で感染者をださないことを、全スタッフで共有 ○　使用しない座席に規制テープなどをはって、分かりやすくする ○　ガイドラインをもとにチェック用紙をつくり、もれがないようにする ○　手指消毒の設置増 ○　スタッフの配置を決めて、試合前から巡回

3)　待機場所に関する補足基準

- 待機場所は原則として人と人とが触れ合わない距離の確保が求められる。
- 特に、収容率が 50%を超える場合、スタジアムの構造上ハーフタイム等の一部のトイレや売店等での混雑が想定される。その場合にも感染リスクを抑えるための補足基準を設定する。

補足基準

① マスク着用を周知する
② 会話を控えることを周知する
③ 待機列と通行帯の間を 50 ㎝以上離す
④ 同一方向を向くよう区画整理し、会話を誘発させない
⑤ 明確な区画整理を実施する、もしくは整理員を配置する

XI.　WE リーグ公式検査

WE リーグは、選手、チームスタッフ、審判員等に、新型コロナウイルスへの感染の検査機会を提供する。これを WE リーグ 公式検査という。

29. 公式検査の目的

(1) WE リーグが新たな感染源となってしまうリスクを抑える

(2) 選手をはじめとする関係者が、少しでも安心して競技できる前提を整える

(3) 検査手法や結果開示等を通じて、スポーツ界、医学界に貢献する

30. 公式検査の前提

(1) 社会のニーズに対して、新型コロナウイルス検査の機会が、十分に供給されていること

(2) 本検査を、医療に過大な負荷をかけることなく実施できること

(3) 本検査は、無症状の者のスクリーニングであることから、保険対象外となる

31. 公式検査の中止

(1) 社会全体の検査需給が逼迫したと判断される場合、公式検査を中止し、検査の機会を社会に提供することがある

(2) 新型コロナウイルスのまん延が十分に収束したと判断される場合、公式検査を中止することがある

32. 公式検査の概要

(1) 抗原定性検査を、定例的に実施する

・ クラブおよび審判員（※）は２週間に一度、原則として水曜日もしくは木曜日に受検する

※審判員の検査実施は調整中

(2) 選手やチームスタッフ等は、試合エントリーに先だって、WE リーグが指定する公式検査を受検し陰性判定を得ておく必要がある

(3) 上記の定例的検査に加え、臨時の公式検査を実施することがある

XII. 公式検査の実施

33. 検査の対象者

(1) WE リーグ公式試合で競技する者を中心に検査する

・ 選手

・ チームスタッフ

・ 審判員

・ その他

(2) WE リーグの公式検査を受け陰性判定を受けた選手・チームスタッフだけが、試合にエントリー（出場又はベンチに着席）できることとする

・ チームドクターは例外とする

(3) WE クラブは 1 度の公式検査毎に 60 人の枠を与えられる

・ 検査対象者はクラブが決定する

(4) 検査を受診する方には、あらかじめ同意書への署名を依頼する

34. 検体採取日、採取場所の調整

(1) 検体採取日は隔週水曜日および木曜日、検体採取場所は原則クラブハウスとし、検体採取にあたってはクラブスタッフが立ち会うこと

(2) 詳細は別途通達

35. 結果の報告

(1) WE クラブは検査結果を記録した様式を WE リーグに提出する

(2) 結果報告の様式には実行委員または実行委員が指定するものが署名を行い、検査が適切に行われかつ報告内容に誤りがないことを保証する。

36. 抗原定性検査

(1) 抗原定性検査は WE リーグが指定する検査キットを用いて実施する

(2) 抗原定性検査に使用する検査キットは公表されない

(3) WE リーグは検査の適切性について、JFA 医学委員会の指導を受ける

XIII. 検査結果の取り扱い

37. 検査結果と、試合エントリー資格の関係

(1) 公式検査のうち、各試合に対して予め指定された検査（「指定公式検査」）において陰性判定を得ていることが、試合エントリーの条件となる

XIV. オンサイト検査

38. オンサイト検査の定義

2 週間に 1 度のペースで実施する公式検査とは別に、公式試合へのエントリー可否を判断するために、試合当日に WE リーグが指定する検査キットを用いて追加的に行う検査をいう

39. 導入の目的

チーム内に陽性者が出た場合や、試合の直前に感染の可能性がある症状が出た場合を対象に、速やかにエントリー予定者に対して検査を行い、判定結果を参考に、感染の可能性がある者を特定し、試合開始前に適切な隔離措置を行うことで、感染の拡大を抑えながら安定的に試合を開催することを目的とする

40. オンサイト検査実施の基準

(1) (2)に定める者が以下のいずれかに該当する場合、WE リーグはオンサイト検査の実施を指示する

1 直近の公式試合以降（ただし、直近の公式試合が 1 週間以上前の場合、試合開催日の 1 週間以内。以下同じ）に、新型コロナウイルス感染症の陽性診断を新たに受けた者が 1 名以上いる場合

2 直近の公式試合以降に公式検査で判定保留または自主検査で陽性が疑われる判定が出た場合であって、キックオフ 3.5 時間前の時点で確定診断が出ないことが明らかなとき

3 試合前日からキックオフ 3.5 時間前までの間、以下の症状をもつ者が 1 名以上新たに発生した場

合

(1) 37.5 度以上の発熱（ただし、発熱の 7 日以内に新型コロナウイルスのワクチン接種をしていた場合は、キックオフ 3.5 時間前までに抗原定性検査にて陰性の結果を得られ、かつ医師がワクチンの副反応である可能性が高いと判断すればオンサイト検査の対象とはしない）

(2) 上記のほか、医師により新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとの診断をされた場合

(2) 前項の基準の判断対象者は、以下に定める者とする

1 WE リーグ規約第 36 条に定める選手・スタッフ（ドクターならびに「WE クラブ関係者」（WE リーグ規約第 21 条第 2 項に定める。以下同じ）以外のセキュリティ担当および記録員を除く

2 WE クラブ関係者のうち、エントリーの可能性のある選手・スタッフに接触している可能性が合理的に高いと考えられる者（登録外のコーチングスタッフ、メディカルスタッフ、クラブ役職員などをいうがこれらに限られない）

(3) 検査実施の基準

1 40.「オンサイト検査実施の基準」(1)1、2、3 で新たに陽性（疑い）となった者がチーム活動から 3 日以上離れている場合を除く。チーム活動を離脱した日を 0 日目とする。

- 例えば、代表活動、入院、日本への入国前、陽性や濃厚接触者となって既に隔離されている場合などを想定
- チーム活動から離れて 2 日以内に陽性（疑い）となった場合は、潜伏期間を考慮すると他のメンバーへ感染している可能性が否定できないことから、40.「オンサイト検査実施の基準」(1)にならい当日スクリーニング検査を行う

41. 報告義務

(1) クラブは、39.「オンサイト検査実施の基準」に該当する可能性のある状況を認知した場合、ただちに WE リーグが指定する緊急連絡先へ一報のうえ、重要事象報告フォームにて報告しなければならない

(2) WE リーグは、クラブからの報告を受け、オンサイト検査の受検要否をすみやかにクラブへ通知する

42. オンサイト検査の受検対象者

(1) クラブの判断でエントリーの可能性のある者を選定することができる（ただし、ドクターは除く）

43. オンサイト検査の種類

(1) オンサイト検査は WE リーグが指定する、鼻腔検体の抗原定性検査を用いるものとする

(2) オンサイト検査に使用するキットは WE リーグが予め配布したものによらなければならず、いかなる検査キットの代用も認められない

(3) WE リーグは検査手法の適正性について、予め JFA 医学委員会の指導を受けるものとする

44. オンサイト検査の中止

公式検査と同様、社会全体で検査資源がひっ迫した場合や、新型コロナウイルス感染症がまん延状態にないことが明らかな場合は、オンサイト検査を中止する場合がある

45. 実施手順

(1) 49.付属資料「WE リーグオンサイト検査概要」に定める手続きにて実施する

(2) WE リーグは「WE リーグオンサイト検査概要」を変更する場合、速やかにクラブへ周知する

46. 公正性の担保

(1) オンサイト検査は、検査手続きを遵守して行うとともに、その結果を正確に WE リーグに報告しなければならない

(2) オンサイト検査の実施においては、予告なく WE リーグまたは WE リーグが指定した者が立ち会う場合がある

47. 検査キットの管理

(1) クラブは、オンサイト検査に使用する検査キットが不足しないよう管理を徹底する

(2) 検査キットの数量は 1 回を 50 検体とし、3 回分（150 検体）の在庫がクラブに常にあることが望ましい

(3) クラブは、オンサイト検査が必要な時に実施できるよう、常に必要十分な量の検査キットを携行しなければならない

(4) WE リーグが配布する検査キットは無断で用いてはならない。使用する場合は、必ず WE リーグの事前承認を得るものとする

48. オンサイト検査結果の報告

(1) オンサイト検査を受検したチームは、検査結果を記録した様式「エントリー可能者リスト」をキックオフ 150 分前までのエントリーに間に合うよう WE リーグ競技運営部へ提出する

(2) エントリー可能者リストは、実行委員または実行委員が指定する者が署名を行い、オンサイト検査が適切に行われかつ報告内容に誤りがないことを保証する

49. オンサイト検査後の対応

(1) オンサイト検査が陰性判定であった場合、試合後ただちに PCR 検査を受検し、陰性判定が出れば、次の公式試合へエントリーが可能となる

(2) オンサイト検査で陽性判定となった場合、ただちに隔離し、医療機関を受診する。医療機関等で PCR 検査を受検したあと、さらに 24 時間以上の間隔をあけて PCR 検査を実施し、2 回とも陰性判定が出れば、次の試合へエントリー可能となる

(3) 前 2 項に定める PCR 検査の結果は、重要事象報告フォームでただちに WE リーグへ報告する

(4) PCR 検査はクラブによる自主検査として実施する

50. 付属資料

(1) WE リーグオンサイト検査概要（クラブ関係者向け）

XV.　国外競技会への出場に伴う対応

51. 国外で開催される競技会へ出場するクラブは別途 WE リーグが定める措置を遵守する

XVI. シーズン始動時の留意点

52. チーム始動から開幕までのトレーニング
    - JFA、J リーグ、なでしこリーグ等によるこれまでの経験・知見を活かし、感染防止策を徹底しながらトレーニング・チーム活動を行う
    - チーム始動時には、クラブが自主的にスクリーニング検査を実施することも推奨する

53. キャンプ地の自治体・医療機関との連携
    - キャンプ地の自治体と連携し、緊急時の医療機関が確保できる体制を整える

54. キャンプ期間中の活動
    - キャンプ地における観戦対策や観客を入れた対応は各キャンプ地自治体の方針に従う

55. プレシーズンマッチ
    - プレシーズンマッチを実施する場合は「2021WE リーグプレシーズンマッチ実施要項」を遵守する。また、本ガイドライン「プロトコル 4」の定めに準ずる

XVII. 新規入国に伴う対応

56. 別途クラブへの通達を遵守する

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル４ ： サッカーのトレーニング

XVIII. トレーニング再開のフェーズ

57. トレーニングを４つのフェーズに分けます
    - ①個人（在宅）、②個人（練習場）、③グループ、身体接触なし、④チーム及び TR マッチ

58. トレーニングのフェーズ選択は、各クラブにお任せします。地域の感染状況を考慮し、安全に十分に配慮した活動を行ってください
    - 感染状況が悪化した際は、より厳しいフェーズに後退することも想定しております
    - 選手、チームスタッフ、及び家族・同居者の健康モニタリングは、毎日欠かさず行ってください。行動記録も毎日作成し、モニタリングしてください
    - チームトレーニングを再開する際は、WE リーグにご報告ください

59. 公式試合再開日を４～5 週間前に発表することで、地域差によるトレーニング進度の違いを緩和します

60. フェーズ１： 在宅での個人トレーニング

TR 内容	・ 選手、監督・コーチが在宅のままトレーニングする ・ ビデオを使っての遠隔トレーニングも想定される
条件	・ 緊急事態宣言等で、外出自粛が要請されている ・ 選手本人が隔離を必要とする

61. フェーズ２： 練習場での個人トレーニング

TR 内容	・ クラブの練習場を開放するが、選手は個人でトレーニング ・ 人と人の接触を最小限に保つ。クラブハウスは使用しない
参考事例	・ スペインは、同じピッチに最大 6 人までとしている ・ コンディショニング、フィジカル、ボールを使ったアナリティックトレーニング系
条件	・ 外出自粛要請の程度が緩やかで、練習場へ出向くことが許容されている

62. フェーズ３： グループ分けしてのトレーニング

TR 内容	・ クラブの練習場で、少人数（5～8 人程度）のグループに分かれてトレーニング ・ グループは同じ選手で構成する。感染者が出たときの影響範囲を限定するため ・ 練習時間を分けるなどして、グループ同士の接触を最小限に保つ ・ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
参考事例	・ ロンド。攻撃パターン TR 系。ただし Opposition（対人）無し
条件	・ 国による緊急事態宣言が解除されている ・ 選手及びチームスタッフの直近 14 日間の体調や行動について、下記のように確認できること

	(1) 体調記録で確認 1　新型コロナウイルス感染を疑う症状がない 2　家族・同居者に、新型コロナウイルス感染を疑う症状がない (2) 行動記録で確認 1　クラブの活動区域外への移動がない 2　家族・同居者に、クラブの活動区域外への移動がない 3　新型コロナウイルス患者との濃厚接触がない

63. フェーズ４：チームトレーニング

フェーズ４のトレーニングに入る際は、WE リーグまでご一報ください。

TR 内容	・ チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ ・ トレーニングマッチの相手は WE クラブに限定される ➢ シーズン再開後も WE クラブに限定される ➢ 高校生、大学生等の練習生参加も、当分見合わせる ・ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う
条件	・ フェーズ 2 又は 3 の開始日から 14 日以上経過し、チームの感染状況が悪化していないことを確認できる ・ 地域の感染状況が悪化していないことを確認できる

64. フェーズ４ - ②：チームトレーニング（交流期）

2020 年 9 月 24 日より適用

TR 内容	・ チーム単位のトレーニング、紅白戦、トレーニングマッチ ・ トレーニングマッチの相手チームが十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する ➢ 毎日定時の検温と記録・管理。行動記録の作成・管理。感染可能性が高い場所・状況を回避するよう指導している ・ 高校生、大学生等の練習生が参加する場合、十分な健康管理、行動管理をしていることを確認する ・ コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること ・ クラブハウスを使用する場合は、十分な感染対策を行う

XIX. トレーニング時の留意点

65. 選手の参加義務

(1) フェーズ 3 以降のトレーニングで感染してしまうリスクをゼロにすることは、残念ながらできません

(2) クラブには、フェーズ 3 以降のトレーニングに伴うリスクとその対処法を十分に選手に説明し、トレーニング参加への同意を得ることが求められます

・ 一人一人の選手との対話、全体でのビデオミーティングなど

・ 安全のために個人トレーニングを選択する、といったかたちで選手の意志を尊重してください

66. アカデミー選手

下記の条件をすべて満たしたアカデミー選手だけがトップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、アカデミー選手以外の参加も可能）

(1) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14 日以上連続で実施している
(2) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手及び保護者に説明し、了解を得ていること

67. 特別指定選手

クラブに所属していない選手は、下記の条件をすべて満たした場合に限り、トップの練習又は試合に参加できることとします（但しフェーズ 4-②は、特別指定選手以外の参加も可能）

(1) 『特別指定選手の活動に関する覚書（契約内定選手）』を締結している
(2) トップ選手と同じ水準の健康管理、行動記録作成を、14 日以上連続で実施している
(3) コロナまん延期におけるサッカーが感染リスクを伴うことについて、選手、保護者及び所属元に説明し、了解を得ていること

68. トレーニング全体を通じて注意すること

(1) 人と人の接触を減らす
- 同じ時刻に練習場に来る人数を減らす
- 同時に同じ部屋にいる人数を減らす
- 選手とスタッフの動線を分ける

(2) 共通のモノを通じた接触を減らす、またはこまめに消毒する
- 用具、ドアノブ、エレベーターのボタン

(3) 全員が感染防止マナーを守る
- 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）
- 咳エチケット（マスク着用を含む）
- 手洗い、手指消毒
- 不用意に自分の顔、とくに目・鼻・口などの粘膜に触れない
- 頻繁な握手、ハイタッチ、抱擁、グラウンド上で唾や痰やうがいしたものを吐く行為も感染リスクにつながる

69. 練習場への入場

(1) 到着時に体温チェックし、37.5 度以上の者、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合などは、帰宅させる
- 家族・同居人の健康状態にも留意（プロトコル 1 を参照）

(2) クラブ施設への入場者をコントロールする

70. 練習場での取材

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間に取材を認める場合、下記のような厳格な感染対策をとる

- 常時マスクを正しく着用する
- 選手・チームスタッフと、報道関係者の動線を分ける
- オンライン取材や取材場所を屋外などに限定し、常に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとる
- 入場前に体温測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合などは、練習場から退去していただく
- 取材者とその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常）を起こしていないことを、宣誓する
- 緊急時の連絡先をご提出いただく

71. ファン・サポーターへの練習の公開

(1) リーグ再開前から無観客試合の期間は、非公開とする

(2) 公式試合が無観客から観客ありに移行する 1 週間前から、公開可とする

- 選手・チームスタッフと、ファン・サポーターの動線を分ける
- 入場前に体温測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合などは、練習場から退去していただく
- ファン・サポーターとその家族・同居者が、直近 14 日間にコロナ感染症の疑い症状（発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味や臭いの異常）を起こしていないことを、宣誓する
- 緊急時の連絡先をご提出いただく

72. クラブハウスの使用

(1) クラブハウスの使用はフェーズ 3（グループ練習）以降とする

(2) クラブハウス内の動線を工夫して、人と人の接触を減らす工夫をする

73. マスク等の着用

(1) 選手：練習中以外は常時着用

(2) 監督・コーチ等：常時着用。練習中もできるだけ着用（特にフェーズ 3 まで）

(3) 医療スタッフ（ドクター、トレーナー、マッサー、フィジオ等）

- 感染の危険度が高い場合、マスク、手袋に加え、ガウンまたは代用品による防護等を検討
- 但し、いずれも適切な交換を行う
- 特に手袋は、交換しない場合、却って感染リスクが高まる場合があり、手指衛生に留意する

(4) その他スタッフ：常時着用

(5) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも 2 m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

74. 手指消毒の設置

(1) 練習場の入口に設置する

(2) クラブハウスを使用する場合、諸室にそれぞれ設置する

(3) ピッチ上にも手指消毒ポイントを設ける

75. 選手の着替え、洗濯（状況に応じて感染リスクに対応する）

(1) ドイツ等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、そのまま帰宅する。洗濯は各自が行う

(2) イングランド等：選手は着替えた状態で練習場に到着し、翌日の練習着を受け取って帰宅する。帰宅後、汚れたウエアを袋に入れ、翌日の練習場で洗濯に出す（洗濯係がウエアに直接触れない）

(3) 雨天時等の練習後の着替え、自家用車内等を許容

(4) ウイルスは洗剤によって除菌されます

76. 練習場のシャワー

(1) フェーズ 2 では、練習場のシャワーは使用しない

(2) フェーズ 3 以降、感染防止に留意しながら使用する

- 一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(3) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。
参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(4) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

77. 練習前後のミーティング

(1) 屋外もしくはオンラインで行うことが望ましい

(2) 室内で実施する場合、窓を開けるか、空調設備による部屋の換気を行う

(3) 入室者はマスクを着用する

(4) 監督、コーチなどの話し手は、聞き手と少なくとも 1m、できる限り 2m の距離をとる

78. 練習場での選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーの選手対応はフェーズ 2 からとする

(2) 室内を混雑させないよう留意する

(3) 換気を行う

(4) 順番が来るまでは室内に立ち入らない

(5) 飲食は控える

(6) トレーナーは、不織布マスク着用・手指や器具消毒・定期的なタオル交換などの標準予防対策をとる

- 手指衛生は 1 行為 1 手洗い（アルコールジェルでの刷り込み含む）が望ましい

- 手指は、適切な交換がなされない場合、却って感染リスクが高まることに留意する

(7) 非施術者も不織布マスクを着用し、入室前に手指衛生を施す

(8) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

79. ジムの使用（フェーズ 3 以降）

(1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(2) 器具は使用のたびに消毒する

(3) 原則マスクを着用する。マスクを外す場合は 2m 以上フィジカルディスタンスをとるか、会話をしない

(4) 参考『2021 年 12 月 1 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン p12～トレーニングジム』

80. グループ・トレーニングの設計

(1) 5～10 人程度のグループに分かれてトレーニングする

(2) 練習時間をずらし、別グループとの接触を避ける

(3) グループはいつも同じとする（濃厚接触者数を減らす）

81. ピッチ上での対人接触回避

(1) フェーズ 3 までは、身体接触のない、選手間の距離（できるだけ 2m、最低 1m）をとるトレーニング計画とする

(2) ボール等、用具を介した感染可能性はゼロでない

- 適宜の消毒が推奨される（ドイツ、イングランドで実施）
- 不用意に自らの顔（とくに目・鼻・口といった粘膜部）に触れることを避ける

82. 練習時の飲水、暑熱対策

(1) 一人一人の専用容器から飲水する

- 使い終わった容器は破棄する（紙コップやペットボトルを使用した場合）
- 飲水ボトル共用の場合、たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

83. 練習場での食事

(1) 食事を提供したい場合、選手の積は 1.5～2m の距離をあけるかパーテーションを置き、黙食とする

(2) 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす

(3) ビュッフェ形式の場合、配膳台で改めて消毒をし、大皿に唾液が飛ぶような会話などないよう留意する

(4) 十分に健康管理しているスタッフが専任で食事を取り分ける方式も許容される

(5)　料理に覆いがあるとなお望ましい

(6)　食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用する。たとえば入室し、食事を受け取り、着用するまでの間も、マスクを着用する

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル 5 ： チームの移動、宿泊

XX. チームの都市間移動

84. 都道府県をまたぐ移動

(1) 令和 3 年 11 月 18 日付の政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大期における都市間をまたぐ移動は、ワクチン接種や検査の陰性を確認するなどで、一律での往来自粛の制限は緩和された。よって、WE リーグにおいても都道府県をまたぐ移動に特段の制限を設けないが、感染拡大期に政府方針に変更が生じた場合は、改めて制限が追加される場合がある。

85. 飛行機、新幹線

(1) 考え方

- WE リーグのチームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動は安全性が高いと言える

(2) 航空機内は、空気が約 3 分ですべて入れ替わる換気のよい空間。また当面、機内での距離をとった運用になるとされる

- 新型コロナウイルスに関する JAL グループの対応
- ANA の取り組み

(3) 新幹線の車内も、6～8 分ですべての空気が入れ替わる

- JR 東日本「新幹線・在来線特急車両の車内空気循環について」

86. バスによる長距離移動

(1) バス会社への事前の依頼事項

- 事前の車内消毒
- 運転手の体調管理。マスク、手指衛生

(2) バス車内での社会的距離

- 欧州ではバス内の人数を減らすため、複数台での移動を義務づけています（1 台 25 人まで等）。とくにバス移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、ご検討ください

(3) その他の注意事項

- バス内ではマスクを正しく着用します
- 窓を開けて、換気します。1 時間につき 3 回の換気が推奨されます
- サービスエリア等での休憩時もマスクを正しく着用し、感染予防に資する行動をとってください

XXI. チームの宿泊

87. 宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らすよう、工夫する

(1) 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討してください

(2) チーム専用の入り口、動線、エレベーター等を設置できないか、検討してください

- 動線（共用の廊下やロビー等）、エレベーターについては、時間を指定することでの“専有化”も検討

(3) 食事会場はチーム専用が望ましく、難しい場合も会場の一角を専用化するなど、常時 2m 以上離れる

(4) チームが使用する部屋は事前に消毒、換気します（宿泊施設への依頼）

(5) 連泊する場合の客室の清掃

- チームの不在時に清掃を依頼、または、清掃しないことも選択肢とする

88. 手指消毒液の設置

(1) チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する

- 食事会場
- マッサージルーム
- ミーティングルーム
- 廊下（フロア等を専有する場合）
- 自室
- その他

89. チームの行動規範

(1) 自室以外ではマスクを正しく着用する

(2) エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れた場合は必ず手指衛生を施す

(3) ホテルで専用になっていないサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らないようにする

90. 部屋割り

(1) 原則、一人一部屋とし、部屋間の往来を禁止します。但し、下記を満足する場合、二人部屋が許容される

- 十分な広さのツインルームであること
- 同室者が体調不良になったとき速やかに隔離措置がとれること
- 但し、同室者が万一陽性となった場合、濃厚接触者として指定される可能性が高まることを十分理解する

(2) 部屋の換気をよくする。室内の湿度として 50～60%が推奨される

91. マッサージルーム

(1) 室内を混雑させないよう留意する。また換気をよくする。

(2) 順番が来るまで室内に立ち入らないようにする

(3) 飲食は控える

(4) トレーナーは、不織布マスク・手指や器具の消毒・定期的なタオル交換などの標準予防をとる

- 手指衛生は１行為１手洗い（アルコールジェルでの刷り込みを含む）をしっかり行う
- 手袋は、適切な交換がなされない場合、却って感染リスクが高まることに留意する

92. 食事

(1) 食事を提供したい場合、選手の席は 1.5～2m の距離をあけるか、パーテーションを置き、黙食とする

(2) 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす

(3) ビュッフェ形式の場合、配膳台で改めて消毒をし、大皿に唾液が飛ぶような会話などはしないよう留意する

(4) 十分に健康管理しているスタッフが専任で食事を取り分ける方式も許容される

(5) 料理に覆いがあるとなお望ましい

(6) 食事の場所でも、実際に食事をとるとき以外は、マスクを着用する。たとえば入室し、食事を受け取り、着席するまでの間も、マスクを着用する

93. ミーティング

(1) 屋外もしくはオンラインで行うことが望ましい

(2) 室内で実施する場合、窓を開けるか、空調設備による部屋の換気を行う

(3) 入室者はマスクを着用する

(4) 監督、コーチなどの話し手は、聞き手と少なくとも 1m、できる限り 2m の距離をとる

XXII. スタジアムへの移動

94. スタジアムへの到着

(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する（WE リーグ試合実施要項の遵守）

(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に WE リーグに報告する

95. バス利用に際して

(1) マスクを正しく着用する

(2) 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗することが望ましい

(3) １席空けでの着席が望ましい

(4) 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される

96. 移動中の食事

(1) 感染及び濃厚接触を防ぐ観点から、移動中には食事を慎むことが推奨される。
理由は、

- 電車又はバスの車内は手狭
- 食事の際、マスクを外すことになる

(2) 移動中に食事をとらざるを得ない場合、感染防止に十分配慮する。
例えば、

- 車内でできるだけ距離をとる。また対面ですわらない
- 車内の換気に留意する

- 食事をする者以外は、マスクを正しくする
- 食事の直前に手指消毒を行う（手指衛生剤を車内に携行し、使用する）
- 食事は、できるだけ短時間で済ませる

プロトコル６ ： 無観客での試合開催

XXIII. スタジアムのゾーニング

97. 目的
    (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
    (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
    (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する

98. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う
    (1) ゾーン１：競技関連
        - ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む）
        - 選手入場口
        - 選手及び審判員の更衣室
    (2) ゾーン２：運営・メディア関連
        - 運営諸室
        - 記者席を含むスタンド
    (3) ゾーン３：スタジアム外縁（指定管理エリア）

99. ゾーン毎の来場者と、来場人数
    来場者は最小限となるよう努める

100. 来場をご遠慮いただく方
    (1) ファン・サポーター
    (2) 来賓
    (3) パートナー/スポンサー企業（ただし、135.「ピッチ周辺でのクラブパートナー スポンサーの露出」に定めるイベントの関係者は除く）
    (4) 選手、関係者の家族
    (5) 選手仲介人・代理人、マネジメント
    (6) サプライヤー
    (7) 他クラブのスカウティングスタッフ
    (8) その他、上記のゾーン別計画に規定されていない人
        - 但し、ホームクラブのベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

101. JFA、47FA、WE リーグ関係者
    (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする

(2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする
(3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする

102. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる
(1) 来場時刻を記録する
(2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXIV. 会場運営

103. 来場者全員に求められること
(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない
(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(4) マスクを正しく着用する（プレー中の選手等を除く）
(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

104. 衛生担当者の設置
(1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る
- プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する

105. スタジアムの衛生管理
(1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する
(2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
(3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合開始後など、人が居ないときにもう一度消毒する
- チームの到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい

(4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため

106. スタジアムへの入退場の管理
(1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う

・　入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を徹底している

(2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、入場をお断りする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場をお断りする。

・　体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する

(3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する

(4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする

・　直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う

(5) すべての入口に手指消毒液を設置する

107.　ゾーン毎の動線管理

(1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する

(2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

108.　エアコン、ミストファン

(1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する

(2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない

109.　ジャイアントスクリーン、場内放送の運用

(1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する

・　操作室では必ずマスクを正しく着用する

(2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める告知の実施については、クラブが判断してよい。但しクラブのパートナーを告知する場合、2021-22WE リーグパートナー紹介 VTR を告知することとする

110.　喫煙所は設置しない

111.　スタジアム内外の掲出及び装飾

(1) ホームクラブが管理するものに限り、スタジアム内外に掲出できることとする

・　スポンサー看板、バナー等は掲出可能。スタンド内への広告掲出も可能

・　「段ボールサポーター」企画等の制作物は設置可能

・　掲出、設置等の作業は、クラブスタッフが実施すること

(2) ホームクラブがクラブハウスやスタジアム、倉庫などで管理している横断幕については、掲出可とする。ただし、サポーターがスタジアムやクラブハウスに直接持ち込み、受け渡すことは不可とする。掲出・設置等の作業はクラブスタッフが実施すること

XXV. メディア及び中継制作・送信

112.　来場者全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる
(2) 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
(3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
(4) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
(5) 握手、抱擁などは行わない
(6) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
(7) マスクを正しく着用する
(8) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

113.　WE リーグ試合取材における必須事項

(1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する
(2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする
(3) 取材活動が許可されたメディアは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出する。（または取材申請時に問診票提出と同等の確認を行う）
(4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。

114.　スタジアム内の対応について

(1) スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする。
　・　記者／フォトグラファー／TV クルー（試合開始 60 分前～）
(2) 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動することとし、控室の使用は禁止する。
(3) スタジアム内では、上記留意点を必ず心がけることとする。

115.　記者席での取材活動について

(1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて着席することとする。また WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。

116.　ピッチレベルでの撮影(取材活動)について

(1) ピッチレベルの撮影については、ホームクラブが指定した両ゴール裏エリアのみとする。その際、WE クラブ広報担当者は撮影位置の間隔をできるだけ 2m、最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。撮影者(カメラマン)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることを禁止する。
(2) 試合前の入場セレモニー等の撮影はオフィシャルメディア（WE リーグおよび WE クラブ）のみ撮影を許可する。
(3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。

117.　試合終了後の対応について

(1) 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 方式にて実施する。

118.　中継制作・送信のスタッフ

(1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、WE リーグが指定する健康管理・行動履歴等に関する問診表を記入し事前に提出を行う。直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかった等の確認を問診表で行い、該当しないスタッフが業務にあたる。
(2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、入場不可とする。また 37.5 度未満でも、症状がある場合、または平熱よりも高いことが明らかな場合などは、入場不可とする。
(3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。
(4) ゾーン 1 にアクセスできるスタッフを制限する。

119.　中継体制と撮影について

(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限、制作スペックの変更を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・当該クラブは把握をする。
(2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・ホームクラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める。ピッチレベルのカメラは試合中の移動を禁止とする。
(3) 原則、選手・監督から 2 メートル以上離れて撮影をする。
(4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は WE リーグ公式のみ可能とする。
(5) スタジアム外のファン・サポーターや密室となるロッカールームなど感染・拡散リスクが高い場所での撮影は自粛する。
(6) 中継インタビューは対象者から 2 メートル離れて撮影をする。
(7) 中継インタビューは WE リーグ公式のみ実施可能とする。

XXVI.　チーム、審判員、及び競技

120.　スタジアムへの到着

(1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する
(2) ホームチームが自家用車で到着することは、無観客試合において容認される。事前に WE リーグに報告する
(3) バス利用に際して、以下の点に留意する
    - マスクを正しく着用する
    - 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する
    - 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される
(4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

121.　試合当日の体温測定

(1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する

(2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する

(3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する

(4) 37.5 度以上の者、また 37.5 度未満でも、平熱よりも高いことが明らかな場合、次のように処置する

- スタジアムに来場しない
- 感染防止対策を十分にした車両等で、自宅またはホテルに送り出す
- クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する
- 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う
- 疑い症状がない場合、適切に経過観察する

122.　チーム及び審判員全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(4) マスクを正しく着用する（アップ中またはプレー中を除く）特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない

(5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

(6) グラウンドでの唾・痰吐き、うがい等

- 唾・痰吐き・うがい等は、飛沫が飛び感染の原因になる。絶対にやめる

123.　更衣室（チーム及び審判）

(1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

- 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等）
- 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする

(2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分）

(3) 更衣室内では、必ずマスクを正しく着用する

(4) タオル、飲水ボトル等を共用しない

(5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用することを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用す

る。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。
参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する

124. 選手の治療、マッサージ

(1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応
(2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと
(3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である

125. 競技用具、備品の消毒

(1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
(2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する

126. ボールパーソン、担架要員

(1) 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、できるだけホームクラブ職員が担当する
(2) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする
- 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

127. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない

128. 競技規則、試合実施要項等の適用

(1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
(2) 原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。但し、両チームが飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない

129. 試合開始前のウォームアップ

(1) 室内練習場の使用
- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 換気に留意する

(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
- 社会的距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保する
- 器具は使用のたびに消毒する
- 身体接触を伴う、または対面での補助は行わない
- 参考『フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン Ver.6』

(3) ピッチ上でのウォームアップ

- 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
- 審判員はマスクをしなくてよい

130. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副審はマスクを正しく着用

131. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ

(1) 両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する
(2) 入場前は社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する
(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない
(4) 握手セレモニー、ペナント交換、来賓などによるキックオフセレモニーは行わない。選手や審判員の表彰は認められるが、家族の来場は控える
(5) セレモニー等を実施する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分配慮すること
(6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声、肩を組むことは禁止とし、隣や前後の選手同士がぶつからないよう注意する。

132. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出

(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
(2) 下記のような演出は容認される

- 演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ
- 試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影
- 試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる
- 出場達成（例:200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は控える。
- スポンサー関連のイベントは、既に予定されているアクティビティに限り実施を認めるが、極力、スポンサーをはじめ外部から新たな来場を伴わない形で実施する。
- 前項のスポンサー関連のイベントを実施する場合も、社会的距離を保ち十分な感染対策のもと実施すること。また、その後の試合観戦ができないことにも留意すること。

133. チームベンチ

(1) 1 席空けて座る
(2) 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応。または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機
(3) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを正しく着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(4) 不要な会話・接触は控える
(5) 指笛は控える
(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

134.　試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける

・　たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある

(2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない

(3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける

135.　ゴールセレブレーション

(1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する

136.　ハーフタイム

(1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する

(2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される

(3) ボールを消毒する

137.　試合終了時のセレモニー

(1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まる。但し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する

(2) チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離を確保すること。握手、ハイタッチ、抱擁は行わない

138.　ドーピングコントロール

(1) 検査当日の徹底事項

・　検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する

・　検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する

・　検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する

・　換気することが可能な場所においては、換気を行う

・　検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する

関係者は、上記の他、別途の詳細ガイドラインを参照のこと

参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト

「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXVII.　スタジアム外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

139.　ファン・サポーターへの事前のご案内

(1) 無観客試合は、新型コロナウイルスに対する社会全体の警戒度合いを、段階的に解除していく過程で採用される試合方式です

(2) 無観客であれば WE リーグの試合を安全に開催できることを、社会に向けて実証することが重要です

(3) 無観客試合の際、ファン・サポーターの皆さまが三つの密をつくってしまうおそれがないことを示していただくことで、すみやかに次のステップに進むことが出来ます

(4) どうぞご協力をお願いします

- スタジアムまたはその周辺に来場しない
- 家にとどまって、モバイル機器、テレビを通じて応援する
- 友人と一緒にテレビ観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクを正しくして、社会的距離を確保する

(5) 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられます

140.　無観客試合では、パブリックビューイングは禁止される

XXVIII.　試合会場の設営、撤去

141.　参加者全員に求められること

(1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

- 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 握手、抱擁などは行わない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する

(4) 手洗い、手指消毒をこまめに行う

(5) マスクを正しく着用する

(6) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（厚生労働省 2020 年 5 月 29 日）

> 高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

142.　衛生担当者

(1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする

143.　試合日以外に設営作業を行う場合

(1) 作業開始前に体温を測定する。37.5 度以上の方、また 37.5 度未満でも、症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は参加できない

(2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する

・　感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

(3) 作業に参加される方の「確認書」の運用を検討する

・　直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい

(4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

144.　撤収作業

(1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する

・　感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

プロトコル７ ： 制限付きの試合開催

XXIX. 制限の考え方

145. 各プロトコルの運用

(1) プロトコル６（無観客での試合開催）とプロトコル７（制限付きの試合開催）の適用基準は下表のとおり

<table>
<tr><td>試合開催区域のステージ</td><td colspan="2">緊急事態宣言</td><td>まん延防止等重点措置</td><td>経過措置</td><td>その他の区域</td></tr>
<tr><td>プロトコル</td><td>無観客
プロトコル６</td><td colspan="4">有観客
プロトコル７</td></tr>
<tr><td rowspan="2">適用基準</td><td rowspan="2">変更なし</td><td colspan="2">レベル２</td><td colspan="2">レベル１</td></tr>
<tr><td colspan="2">・ 緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置の区域
・ 従来の「厳戒体制」と同等の規制レベル</td><td colspan="2">・ 経過措置もしくはその他の区域
・ 従来の「厳戒体制」からより通常開催に近づける運用へ見直し</td></tr>
</table>

(2) 各試合においてレベル２、レベル１のどちらを適用するかは、上記（１）の適用基準に基づき、主管クラブが試合会場の感染状況や自治体の要請状況などを踏まえて判断する

(3) 原則として以下８つのプロトコル統一で同じレベルを適用する

- チケッティング
- スタジアムのゾーニング
- 会場運営
- メディア及び中継制作・伝送
- 来賓対応
- チーム、審判員、及び競技
- ファン・サポーター
- 試合会場の設営、撤去

(4) 2021-22 Yogibo WE リーグ 第 12 節以降、超厳戒体制・厳戒体制の名称は使用しない

146. イベント制限の考え方と手続き（2022 年 1 月 24 日時点）

(1) WE リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策

プロトコル３ 28 .参照

※原則として、キックオフ時刻、食事やアルコールの提供についてリーグ一律では制限を課さない。

※自治体からより厳しい要請を受けた場合は、原則、要請に従うものとする。

※政府方針の更新に伴い WE リーグの対応方針が変更される場合がある。

※ビジター席は原則 3%以上設置する。ただし、自治体からビジター席設置の明確な自粛要請が出ている場合を除く。

(2) 段階的な緩和の手続き

主管クラブは緩和に際し予め自治体や対戦クラブ等と緊密に連携すること

(3) 営業時間、アルコール販売等

自治体の要請に基づき営業時間や食事・アルコールの提供に関する具体的な制限が加わる場合は要請に従うこと

※下線はレベル２とレベル１の差分

XXX. チケッティング

チケッティング

レベル２ 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル１ （緩和された制限）
政府方針に則り2021-22 Yogibo WEリーグ 第12節以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 入場者数の制限については、令和４年１月19日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする 1. 緊急事態宣言区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限 10,000 人とする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 2. まん延防止等重点措置区域の場合は、政府または都道府県が指定する安全計画の作成のもと、上限は入場可能数の 100%までとする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000 人）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 3. ただし、政府や都道府県がワクチン・検査パッケージ等を用いた上限緩和を認める場合は、前項１や２を超えて政府や都道府県が認める上限まで可とする 4. 席割はクラブにて決定する	政府方針に則り2021-22 Yogibo WEリーグ 第12節以降の試合におけるチケット販売は以下の運用とする（プレシーズンマッチを含む）。 入場者数の制限については、令和４年１月19日付「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に則り、主管クラブが選択するものとする 1. 政府または都道府県が指定する安全計画の作成もと、上限は入場可能数の 100%までとする。安全計画を策定しない場合は、人数上限（5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方）もしくは収容率（大声あり：50%）の小さい方とする 2. 席割はクラブにて決定する 3. 原則、ビジター席を設置する（発売チケット数の3%を下限とする）

5. ビジター席は原則、設置する（発売チケット数の3%を下限とする） 6. ただし、政府や都道府県が追加的に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WE リーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXXII.会場運営　9.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、または検査実施やワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する	4. ただし、　政府や都道府県が追加的　に都道府県単位での往来自粛の要請を明確に表明した場合は、WEリーグが指定する手続きを行うことでビジター席の設置なしが容認される ※ クラブは上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る ※ 入場可能数の上限には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする ※ 総合案内所は、感染対策（マスク着用は義務。フェイスシールド着用と、スタッフとお客様の間のビニールやパーテーションの設置についてはクラブ判断）をした上で、設置可とする ※ 当日券は、オンライン販売も実施すること、また三密を避けること、購入者の個人情報を取得することを条件に、クラブショップ等の店舗販売を可能とする ※ 会場内の当日券販売の可否は、XXXII.会場運営　9.場内／場外売店／チケット販売所の定めに準ずる ※ 入場時の体温測定で 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満であっても症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合、または検査実施やワクチン・検査パッケージを導入した試合ではその条件を満たさない場合、入場をお断りすることを、チケット代金などの扱いを含めてチケット販売時の規約に明記し、購入手続きの中でわかりやすく表示し、これに同意した方だけが購入へと進む手順をとる。またクラブの公式サイトなどで適宜広報する

XXXI. スタジアムのゾーニング

スタジアムのゾーニング

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する	1. 目的 (1) できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える (2) ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する (3) とくに選手、チームスタッフと接触する人数を最小化する
2. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン 1：競技関連 ・ ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） ・ 選手入場口 ・ 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン 2：運営・メディア関連 ・ 運営諸室 ・ 記者席を含むスタンド (3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）	2. 3 つのゾーン分け。互いの接触を避ける動線管理を行う (1) ゾーン 1：競技関連 ・ ピッチ及びピッチ周辺（テクニカルエリアを含む） ・ 選手入場口 ・ 選手及び審判員の更衣室 (2) ゾーン 2：運営・メディア関連 ・ 運営諸室 ・ 記者席を含むスタンド (3) ゾーン 3：スタジアム外縁（指定管理エリア）
3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2)「ゾーン 1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする	3. ゾーン毎の来場者と、来場人数 (1) 上限人数は設けない (2)「ゾーン 1：競技関連」への来場者は最小限になるようにする
4. JFA、47FA、WE リーグ関係者 (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする (2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の	4. JFA、47FA、WE リーグ関係者 (1) JFA の代表チームスタッフ及び審判インストラクターは、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする (2) JFA、WE リーグ役職員は、試合運営上の

役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 5. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブと WE リーグに届け出ることとする (3) 47FA の役職員は、試合運営上の役割がある場合に限り、来場を認められる。試合の 1 週間前までに、ホームクラブに届け出ることとする 5. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する

XXXII. 会場運営

会場運営

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合

(2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを　着用する。　捕集効果の高い不織布製が望ましい ・ ただし、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う	(2) 握手、抱擁などは行わない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを　着用する　。捕集効果の高い不織布製が望ましい ・ ただし、呼吸器の疾患があるなどマスクの着用が難しい来場者に対しては、他の来場者との距離を取るなどの次善策が取れる場合、マスク着用を不要とすることも可能とする。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う
2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る ・ プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する	2. 衛生担当者の設置 (1) ホームクラブは、試合開催時の衛生管理に関する責任者を指名し、リーグに届け出る ・ プロトコルが実行されているか確認し、改善を要する場合、その旨指示する
3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する ・ チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため	3. スタジアムの衛生管理 (1) 使用するすべての部屋に消毒液を設置する (2) トイレには、手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。また手洗い場には、石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する (3) チーム到着前に、チームが使用を予定する場所すべてを消毒する。更衣室は、試合の前半中にもう一度消毒する ・ チーム到着より遡って 48 時間以内に施設利用がない場合は、消毒しなくてよい (4) ドアはできるだけ開けたままとする。ドアノブに触れる頻度を下げるため
4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う ・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を	4. スタジアムへの入退場の管理（関係者） (1) スタジアムのすべての入口で入退場チェックを行う ・ 入口の数は適正に設置。欧州では、選手以外は 1 箇所に限定し、管理を

徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) すべての入口に手指消毒液を設置する	徹底している (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する (4) ホームクラブは来場者向けの「確認書」の運用をする ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面等で行う (5) すべての入口に手指消毒液を設置する
5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮する	5. スタジアムへの入退場の管理（ファン・サポーター） (1) 待機列が「密」にならないよう工夫する（ワンタッチパス：来場記録付与用の端末設置場所も含む） 例：ブロックごとに入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ (2) 入場前に体温を測定し、37.5 度以上の場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場をお断りする ・ 体温測定済みの方を識別する方法を工夫する。または再入場の際も体温を測定する (3) 手荷物検査は、お客様に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には触らない (4) ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう (5) 飲料の移し替えは、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に配慮す

(6) お客様への配布物がある場合、定期的に手指消毒を施したスタッフが配布するなどして混雑や滞留を防ぐ (7) 警備スタッフ等から来場者へアナウンスする場合 ・ 密集する場所を避け、できるだけ来場者等から 2m 以上離れた場所で行う ・ 2m 未満の距離から呼びかけを行う必要がある場合は、拡声器の利用など大声の発声によって飛沫が拡散しない工夫を行う	る (6) お客様への配布物がある場合、 定期的に手指消毒をしたスタッフが配布するなどして混雑や滞留を防ぐ (7) 警備スタッフ等から来場者へアナウンスする場合 ・ 密集する場所を避け、できるだけ来場者等から 2m 以上離れた場所で行う ・ 2m 未満の距離から呼びかけを行う必要がある場合は、拡声器の利用など大声の発声によって飛沫が拡散しない工夫を行う
6. エアコン、ミストファン (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない	6. エアコン、ミストファン (1) エアコンの使用は制限しないが、換気を頻繁にすることを推奨する。飛沫を飛ばないよう留意する (2) ミストファンサービスは、マスクが濡れる可能性がある。マスクを外すような場面が出る可能性があるのであれば、好ましくない
7. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する	7. ゾーン毎の動線管理 (1) ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する (2) とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する
8. 大型映像装置 、場内放送の運用 (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する ・ 操作室では必ずマスクを正しく着用する (2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の	8. 大型映像装置 、場内放送の運用 (1) 操作室に三つの密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する ・ 操作室では必ずマスクを正しく着用する (2) WE リーグの試合実施要項［スタジアムにおける告知等］に定める事項は、通常通り実施する (3) ホームクラブ独自の告知事項等は、普段の

試合と変わらず、容認される	試合と変わらず、容認される
9. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、「146.イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する ・ 提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。 ・ 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。 (2) チケット販売所の設置は容認される (3) 販売員は、マスクを正しく着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う (4) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの業種別ガイドラインや自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと	9. 場内／場外売店／チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売・アルコール販売は容認されるが、 「146.イベント制限の考え方と手続き」に従い実施する ・ 提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。 ・ 提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。 (2) チケット販売所の設置は容認される (3) 販売員は、マスクを正しく着用し、こまめに手指消毒や手洗いを行う (4) その他、（公社）日本産業衛生学会「接客業務における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアル」などの や自治体の方針等に基づき適切な対策を行うこと
10. 場内／場外イベント （※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む） (1) イベントの開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングを実施する場合は、以下の点に留意すること ・ マスコットとお客さんが触れ合うことが無いよう対策を行う ・ 来場者に対しては、着ぐるみに触れないように呼びかける ・ マスコットが来ることで密や滞留が生じないよう工夫する	10. 場内／場外イベント （※前座試合、サイン会、スポンサーブース含む） (1) イベントを開催する場合は、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) マスコットの場外・コンコースでのグリーティングを実施する場合は、以下の点に留意すること ・ マスコットとお客さんが触れ合うことが無いよう対策を行う ・ 来場者に対しては、着ぐるみに触れないように呼びかける ・ マスコットが来ることで密や滞留が生じないよう工夫する
11. 喫煙所は場所と事案制限付きで設置できる (1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）	11. 喫煙所は場所と時間制限付きで設置できる

に十分に配慮すること (2) 飛沫拡散を防ぐため、大声や近距離での会話を控えることを周知する 12. 退場時（ファン・サポーター向け） (1)「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ	(1) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）に十分に配慮すること (2) 飛沫拡散を防ぐため、大声や近距離での会話を控えることを周知する 12. 退場時（ファン・サポーター向け） (1)「密」にならないよう工夫する 例：時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

XXXIII. メディア及び中継制作・伝送

メディア及び中継制作・伝送

- クラブの皆様
  最終的な運用ルールは、本ガイドラインに加え、細則を定めた広報／中継制作プロトコルや、メディアと共有する取材要項に反映しますので必ずご確認ください
- 報道関係者の皆様
  ご取材いただく試合の取材要項に掲載された最新情報を必ず参照いただくようお願いします

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない	1. 来場者全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない

(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. WE リーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、健康管理・行動履歴等に関して WE リーグが指定する方法により提出する。 (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (1) 控室の設置が認められる。 ただし、 ・ 座席間隔の制限が設けられる場合、控室の標準利用人数の上限の半分の人数までとし、1 席ずつ空ける ・ こまめな換気を行う ・ 必ずマスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 ・ 食事は控える	(3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (5) 手洗い、手指消毒をこまめに行う 2. WE リーグ試合取材における必須事項 (1) すべてのメディアが事前申請を必須とし、共通システムを使用して当該クラブと WE リーグに申請する (2) 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可がおりたメディアのみスタジアム内での取材を可とする (3) 取材活動が許可されたメディアは、健康管理・行動履歴等に関して WE リーグが指定する方法により提出する。 (4) 受付時に検温を実施し、体温が 37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らか場合はスタジアムでの取材活動をお断りする。 3. スタジアム内の対応について (1) 控室の設置が認められる。 ただし、 ・ こまめな換気を行う ・ 必ずマスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (2) 主管クラブの判断で、控室内での食事を可とする場合、黙食の案内を必ずした上で、下記どちらかの対策を行う。ただし、飲料補給のみの場合は実施しなくともよい ・ 座席の間にパーテーションを立てる ・ 間隔を 2m 以上あける（条件を満た

	す食事エリアを別で設けることも一案である）
4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。 (2) 座席間隔の制限が設けられる場合は、記者席についても１席以上あけて着席することとする。 (3) WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置を把握する。	4. 記者席での取材活動について (1) 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。 (2) WE クラブ広報担当者は各メディアの座席位置を把握する。
5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) 試合中のピッチレベルの撮影については、主管クラブが指定した両ゴール裏およびバックスタンドエリアのみとする。 (2) 座席間隔の制限が設けられる場合は、WE クラブ広報担当者は撮影位置の　間隔を最低 1m あけて設置し、各メディアの位置を把握する。 (3)　試合前の入場セレモニー等の撮影は主管クラブが定めたルールに従い撮影を許可する。 (4) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。	5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)について (1) 試合中のピッチレベルの撮影については、主管クラブが指定した両ゴール裏およびバックスタンドエリアのみとする。 (2) 試合前の入場セレモニー等の撮影は主管クラブが定めたルールに従い撮影を許可する。 (3) 試合中の撮影に関しては、決められた撮影位置からの移動は禁止する。
6. 試合終了後の対応について (1) 監督および選手の取材は、原則として対面形式の記者会見（Web 会議システムを使用したオンライン配信あり）にて行う。ただし、感染状況やメディアの数、スタジアムや諸室の構造等を考慮して WEB 方式のみの実施も可とする。 (2) 対面で実施する場合は、下記の条件を満たす取材環境を整備する ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② 聞き手・話し手とも原則全員マスク を	6. 試合終了後の対応について (1) 監督および選手の取材は、原則として対面形式の記者会見（Web 会議システムを使用したオンライン配信あり）にて行う。ただし、感染状況やメディアの数、スタジアムや諸室の構造等を考慮して WEB 方式のみの実施も可とする。 (2) 対面で実施する場合は、下記の条件を満たす取材環境を整備する ① 会見は換気のよい場所で実施し、会場内での食事は禁ずる ② 聞き手・話し手とも原則全員マスク を

着用する ③ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1 m、できる限り２m空ける ④ ただし聞き手との距離が 1m以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内） で実施する場合に限り、話し手は発話時にマスクを外すことができる ⑤ マイクを設置する場合は消毒する。 ⑥ マイクを回す場合は他の者が使用する際に持ち手を消毒するとなおよい。 (3) 1m未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外 した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所 によって濃厚接触とみなされるリスクがある	着用する ③ 話し手と聞き手の距離を少なくとも 1 m、できる限り２m空ける ④ ただし聞き手との距離が 1m以上あり、かつ短時間（目安 10 分以内） で実施する場合に限り、話し手は発話時にマスクを外すことができる ⑤ マイクを設置する場合は消毒する。 ⑥ マイクを回す場合は他の者が使用する際に持ち手を消毒するとなおよい。 (3) 1m未満での対応や、長時間（目安 15 分以上）の対応、もしくはマスクを外 した会話などを行った場合、万が一同じ空間で陽性者が出た場合に、保健所 によって濃厚接触とみなされるリスクがある
7. 中継制作・伝送のスタッフ (1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、健康管理・行動履歴等に関して WE リーグが指定する方法により提出する。別途定める「中継制作に関するプロトコル」に記載の条件を満たすスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用を必須とする。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (4) ゾーン１のみで業務にあたるスタッフを固定する。ただし、セッティングと撤収作業の目的で、選手やチーム関係者が退出したあと、主管クラブが認めた場合に限り、ゾーン 2・3 のスタッフがゾーン 1 へのアクセスを可能とする。その場合も、主管クラブの求めに応じ、ゾーン１へアクセスした者を報告できる状態にしておくこと	7. 中継制作・伝送のスタッフ (1) WE リーグ公式およびすべてのライツホルダースタッフは、健康管理・行動履歴等に関して WE リーグが指定する方法により提出する。別途定める「中継制作に関するプロトコル」に記載の条件を満たすスタッフが業務にあたる。 (2) スタジアム入場前に検温し、37.5 度以上の場合、また 37.5 度未満でも平熱よりも高いことが明らか場合は入場不可とする。 (3) スタジアム内ではマスク着用必須とする。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 (4) ゾーン１のみで業務にあたるスタッフを固定する。ただし、セッティングと撤収作業の目的で、選手やチーム関係者が退出したあと、主管クラブが認めた場合に限り、ゾーン 2・3 のスタッフがゾーン 1 へのアクセスを可能とする。その場合も、主管クラブの求めに応じ、ゾーン１へアクセスした者を報告できる状態にしておくこと
8. 中継体制と撮影について	8. 中継体制と撮影について

(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・ホームクラブは把握をする (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局　を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める (3) 原則、選手・監督から最低 1 m 以上離れて撮影をする (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は全てのライツホルダーに認められるが、撮影時は主管クラブが定めたルールに従い実施する (5) スタジアム外のファン・サポーターやロッカールームでの撮影は、密集する場所・時間帯を避けて行う (6) インタビューは対象者から少なくとも 1m、できる限り 2m 離れて撮影をする。ただし、聞き手がマスクを着用することを前提に試合後のインタビューの聞き手に限り、ハンドマイクでインタビューを実施することを認める	(1) 感染・拡散防止策として WE リーグ公式スタッフ数の管理・制限を行う。すべてのライツホルダースタッフ数およびカメラ設置場所の管理・制限をし、WE リーグ・ホームクラブは把握をする (2) すべてのライツホルダーは、スタッフ数およびカメラ設置場所（ラジオ放送局　を除く）の事前申請を必須とし、WE リーグ・当該クラブへ申請をする。カメラの設置場所は WE リーグが指定したエリアのみとし、ホームクラブ担当者管理のもと設置を認める (3) 原則、選手・監督から最低 1 m 以上離れて撮影をする (4) 試合前の入場セレモニー等の撮影は全てのライツホルダーに認められるが、撮影時は主管クラブが定めたルールに従い実施する (5) スタジアム外のファン・サポーターやロッカールームでの撮影は、密集する場所・時間帯を避けて行う (6) インタビューは対象者から少なくとも 1 m、できる限り 2 m 離れて撮影をする。ただし、聞き手がマスクを着用することを前提に、試合後のインタビューの聞き手に限り、ハンドマイクでインタビューを実施することを認める

XXXIV.　　来賓対応

来賓対応

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. 来場者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者	1. 来場者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1) 来場時刻を記録する (2) 感染者が発生する場合に備えて、来場者

全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する ・ 外食業の事業継続のためのガイドライン等も参考とする (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は 146.「イベント制限の考え方と手続き」に準拠する 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する ・ 貸し出しする、しないは、クラブが判断する ・ 貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する ・ 同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する	全員の連絡先を把握しておく 3. ケータリング (1) ビュッフェによる飲食の提供については、カバー等による飛沫防止、トング等の頻繁な交換、あらかじめ小分けする等の工夫や、お客様への消毒手洗いのお願い等、十分な感染防止策を施し実施する。対策が施せない場合は、ランチボックス形式で提供する ・ 外食業の事業継続のためのガイドライン等も参考とする (2) ドリンク提供はサーブするスタッフを配置することが望ましい。対策が施せない場合は、ペットボトル等の個包装の状態で提供する。酒類の提供可否は 146.「イベント制限の考え方と手続き」に準拠する 4. 貸し出し物 (1) ブランケット等の防寒具の貸し出しに関し、以下の点に留意する ・ 貸し出しする、しないは、クラブが判断する ・ 貸し出し前に洗濯する。ウイルスが綿布上で 14 日間、ビニル上で 28 日間残存することを意識する ・ 同じ防寒衣が複数の方に渡らないよう、十分に留意する

XXXV. チーム、審判員、及び競技

チーム、審判員、及び競技	
レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する (2) ホームチームのチームスタッフが自家用車で到着することは容認される。事前に WE リーグに報告する	1. スタジアムへの到着 (1) 両チームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着する

(3) バス利用に際して、以下の点に留意する ・ マスクを正しく着用する ・ 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (4) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する (4) 37.5 度以上の者がいた場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する ・ スタジアムに来場しない ・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す ・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 3. チーム及び審判員全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる	(2) バス利用に際して、以下の点に留意する ・ マスクを正しく着用する ・ 移動が長時間（2 時間以上等）にわたる場合、複数台に分乗して選手間の距離を 1.5～2m 開けることを、検討する ・ 車内の換気に留意する。1 時間に 3 回の換気が推奨される (3) 審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する 2. 試合当日の体温測定 (1) 毎日の定時の体温測定は、変わらず実施する (2) 試合エントリー可能な選手・チームスタッフはスタジアムへの移動出発時に体温を測定する (3) 審判員はスタジアム到着時に体温を測定する (4) 37.5 度以上の者がいた場合、または 37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は次のように処置する ・ スタジアムに来場しない ・ タクシー等で、自宅またはホテルに送り出す ・ クラブの衛生担当者に連絡する。衛生担当者はマッチコミッショナーに報告する ・ 新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、チームドクターに相談のうえ、診療・検査等の適切な処置を行う ・ 疑い症状がない場合、適切に経過観察する 3. チーム及び審判員全員に求められること (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせる

・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 ・ 特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない。 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） ・ 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、試合前後の出場選手を除き、必ずマスクを　着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用する	・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 握手、抱擁などは行わない。ユニフォーム交換をしない (3) 社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (4) マスクを　着用する。捕集効果の高い不織布製が望ましい。 ・ 特にベンチの中やハーフタイム中も不用意に外さない。 4. 更衣室（チーム及び審判） (1) 更衣室内でも社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する ・ 空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する（先発と控えで分ける等） ・ 追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする (2) 更衣室の滞在時間を、できるだけ減らす（目安：各自 30～40 分） (3) 更衣室内では、試合前後の出場選手を除き、必ずマスクを　着用する (4) タオル、飲水ボトル等を共用しない (5) シャワーは、一つずつ間隔を空けて使用す

ことを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する	ることを原則とする。人数が多いときは時間をずらして使用することで、人と人の間隔（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する (6) 温水浴、アイスバスなど浴槽を利用する場合は対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する。風呂水専用塩素剤等の仕様も検討する。 参考：浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (7) サウナは一人ずつもしくは少人数で使用する。社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがないよう注意する。会話を控え、適切に換気する等の使用も検討する
5. 選手の治療、マッサージ (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である	5. 選手の治療、マッサージ (1) トレーナーはマスク・手袋・手指消毒など標準予防策をとったうえで対応 (2) 環境（使用する器具等）の消毒を行うこと (3) チームドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を行う場合には、標準予防策（マスク・手袋の着用）を行う。N95 マスクの着用は必要ではなく、サージカルマスクで十分である
6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する	6. 競技用具、備品の消毒 (1) 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する (2) ボールは、ハーフタイムにも消毒する
7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする	7. ボールパーソン、担架要員 (1) ボールパーソン、担架要員の人数をできるだけ少なくする

(2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない

9. 競技規則、試合実施要項等の適用
(1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
(2) 飲水タイムの取扱いについては、別途通知する

10. 試合開始前のウォームアップ
(1) 室内練習場の使用
・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
・ 換気に留意する
(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
・ 原則マスクを着用し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
・ 器具は使用のたびに消毒する
・ マスクを外す場合は 2m 以上の社会的距離をとるか、会話をしない
・ 参考『2021 年 12 月 1 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン P12～トレーニングジム』
(3) ピッチ上でのウォームアップ
・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
・ 審判員はマスクをしなくてよい

11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック
(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副

(2) 試合実施要項の［試合球］の定めに関わらず、上記の目的のために 8 個以上のボールを使用することは許容される

8. 試合前のマッチコーディネーションミーティングは実施しない

9. 競技規則、試合実施要項等の適用
(1) 交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する
(2) 飲水タイムの取扱いについては、別途通知する

10. 試合開始前のウォームアップ
(1) 室内練習場の使用
・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
・ 換気に留意する
(2) ジムを使用する場合、次の点に留意する
・ 原則マスクを着用し、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保する
・ 器具は使用のたびに消毒する
・ マスクを外す場合は 2m 以上の社会的距離をとるか、会話をしない
・ 参考『2021 年 12 月 1 日版（一社）日本フィットネス産業協会 FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン P12～トレーニングジム』
(3) ピッチ上でのウォームアップ
・ 選手、コーチングスタッフは、マスクをしなくてよい
・ 審判員はマスクをしなくてよい

11. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック
(1) 各チームの更衣室前で副審が実施。副

審はマスクを　着用

12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ
(1)　両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する
(2)　入場前は社会的距離（できるだけ2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する
(3)　フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックインセレモニー等を実施する場合
・　入場動線選手と別にするなど密を避ける工夫をすること
・　陰性確認した者が望ましい（72 時間以内の PCR 検査か当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定）
・　● 陰性確認ができない場合はピッチ上で選手と社会的距離（最低 1m）を取ること
(4)　ピッチ上で演出の都合でセレモニーの出演者がマスクを外す場合は陰性　確認ができていることが望ましい
(5) ピッチ上で握手セレモニーは行わない
(6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声は禁止とする。

13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出
(1)　広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
(2)　演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ

14. チームベンチ
(1) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(2) 不要な会話・接触・指笛は控える

15. 試合中の飲水、暑熱対策

審はマスクを　着用

12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ
(1)　両チーム選手及び審判団は整列の上、一緒に入場する
(2)　入場前は社会的距離（できるだけ2m、最低 1m）を保つよう十分配慮する
(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックインセレモニー等を実施する場合
・　入場動線選手と別にするなど密を避ける工夫をすること
・　陰性確認した者が望ましい（72 時間以内の PCR 検査か当日の抗原定性検査を目安に主管クラブが決定）
・　陰性確認ができない場合はピッチ上で選手と社会的距離（最低 1m）を取ること
(4)　ピッチ上で演出の都合でセレモニーの出演者がマスクを外す場合は陰性　確認ができていることが望ましい
(5) ピッチ上で握手セレモニーは行わない
(6) チームの集合写真撮影は認められる。但し、掛け声は禁止とする。

13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出
(1)　広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
(2)　演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ

14. チームベンチ
(1) ベンチの選手及びチームスタッフは、マスクを着用する。但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい
(2) 不要な会話・接触・指笛は控える

15. 試合中の飲水、暑熱対策

(1) 飲水ボトルの共用を避ける ・ たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける 16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する 17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する (2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される (3) ボールを消毒する 18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。 (2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保すること。 19. ドーピングコントロール (1) ドーピング検査員について ・ ドーピング検査における検査員の数については、必要最少人数とする ・ JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査	(1) 飲水ボトルの共用を避ける ・ たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある (2) 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される。スポンジで顔を拭うことは行わない (3) 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、ぜったいに避ける 16. ゴールセレブレーション (1) 社会的な距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保って実施する 17. ハーフタイム (1) 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する (2) グラウンドの補修は、通常と同様に実施される (3) ボールを消毒する 18. 試合終了時のセレモニー (1) 両チームおよび審判団はピッチ中央に集まり通常どおり挨拶ができる。ただし、握手やハイタッチの代わりとしてグータッチが望ましい。 (2) チームとして集まってファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を確保すること。 19. ドーピングコントロール (1) ドーピング検査員について ・ ドーピング検査における検査員の数については、必要最少人数とする ・ JADA では感染防止のため遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを事前に検査員に配布。検査員はチェックリストを確認し検査

を実施する (2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する ・ 現在医療の現場で仕事をしている検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員 ・ 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 ・ 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） ・ 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける (4) 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」	を実施する (2) WADA のガイダンスに基づきアスリートの感染リスクを防ぐことを最優先として、JADA ではドーピング検査に対応する検査員の事前申告にて以下に該当しないことを確認する ・ 現在医療の現場で仕事をしている検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性と判明した競技者のドーピング検査を 14 日以内に対応した検査員 ・ 上記 2 つに該当する人と住居を共にしている検査員 ・ 新型コロナウイルスの諸症状がある検査員（検査ミッション決定から検査当日まで検温義務化） ・ 直近 1 ヶ月以内で海外から帰国してきた検査員 ・ 新型コロナウイルス陽性クラスター発生の建物にいた検査員 (3) 検査員には、検査対応日までに JADA の新型コロナウイルス感染症予防対策の研修受講を義務づける (4) 検査当日の徹底事項 ・ 検査員は手洗い又はアルコール等による手指消毒を徹底する ・ 検査員は検査中マスク、フェイスシールド、ゴム手袋を常時着用する ・ 検査員は可能な限りアスリートとの距離をとり対応する ・ 換気することが可能な場所においては、換気を行う ・ 検査にて使用する備品類のアルコール等による消毒を徹底する 参考：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の公式 WEB サイト「ドーピング検査における新型コロナウイルス対策について」

XXXVI. ファン・サポーター

ファン・サポーター

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航　があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください	1. ファン・サポーターへの事前のご案内 (1) 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください ・ 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合） ・ 陽性診断を受け医療機関等により行動制限を受けている場合（陽性診断前でも検査で陽性判定を受けている場合） ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航があるなどして公的機関より行動制限の要請を受けている場合 (2) 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の発熱や、37.5 度未満でも症状がある場合や平熱よりも高いことが明らかな場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください (3) スタジアムではマスクを着用してください。織布製などウイルスの捕集効果の高いものを推奨します。熱中症対策でマスクを外す場合は、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）の確保、咳エチケットに十分配慮ください (4) スタジアムでのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください

(5) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（スタンド前方へ移動して選手に声をかける、座席間隔の制限が設けられる試合で間隔を空けずに隣に座る等） (8) 試合会場のある自治体が移動制限に伴うビジター席の設置なしを主管クラブに要望した場合は、ビジター席の設置無しとなる場合があります。その際はアウェイチームのファン・サポーターはスタジアムへの来場をお控えください。また該当試合ではアウェイチームのユニフォーム・グッズを着用しての入場・観戦はできませんので、あらかじめご了承ください (9) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ 2m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください	(5) 入退場時やトイレ、売店等で待機列の整理の案内がある場合は、案内に従ってください (6) 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください (7) 観戦時は、座席（立見席・芝生席等含む）から移動することを禁止とします（スタンド前方へ移動して選手に声をかける、座席間隔の制限が設けられる試合で間隔を空けずに隣に座る等） (8) スタジアムの外でも、社会的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください
2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。 ・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。 (1) **容認される行為**は以下の通りです 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮し	2. 応援スタイルについて 厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。 ・飛沫感染 ・接触感染 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。 (1) **容認される行為**は以下の通りです。 容認理由：飛沫感染、接触感染、密を作る恐れがないため ・ 横断幕掲出 ※掲出の際に密にならないよう十分配慮し

てください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む ・ 大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為 ※ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す なお適用にあたっては ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の主管クラブの試合運営ルールに従う (2) **<u>禁止される行為</u>**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される	てください ・ 拍手・手拍子 ・ タオルマフラー・ゲートフラッグなどを掲げる ・ 太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。 ・ ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為は厳に慎む ・ 大旗を含むフラッグの掲出、旗を振る行為 ※ただし、観客がいる複数の座席を覆う形での掲出は当面不可とする ・ タオルマフラーを振る、もしくは回す なお適用にあたっては、 ・ ホームとビジターは同条件で適用する ・ 使用場所など、適用の詳細は主管クラブの試合運営ルールに従う (2) **<u>禁止される行為</u>**は以下の通りです ・ 声を出す応援 （禁止理由：飛沫感染につながるため） 例：指笛・チャント・ブーイング 例：トラメガ・メガホン・トランペットなど道具・楽器を使うことも当面不可 ・ 人と接触する応援 （禁止理由：接触感染につながるため） 例：ハイタッチ・肩組みなど ・ 「密」を作る応援 （禁止理由 ：飛沫感染・接触感染のリスクが高くなるため） 例：お客様がいる席でのビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

XXXVII.　試合会場の設営、撤去

試合会場の設営、撤去　※下線は超厳戒態勢と厳戒態勢の差分

レベル 2 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域	レベル 1 経過措置・その他の都道府県の区域
1. 参加者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	1. 参加者全員に求められること 会場運営プロトコルに準拠 2. 衛生担当者 (1) 衛生担当者は、感染防止の観点から、設営・撤去作業が適切に行われているかをチェックする 3. 試合日以外に設営作業を行う場合 (1) 作業開始前に体温を測定する (2) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく (3) 作業に参加される方の「確認書（仮称）」の運用を検討する ・ 直近 2 週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行ってもよい (4) 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する 4. 撤収作業 (1) 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ・ 感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

WE リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

付属文書

XXXVIII.　行動記録の例

- リスク行動をあぶり出すこと、ふだんからクラブが記録を管理することを重視
- 陽性、濃厚接触といった事案が生じた場合、「誰と」「どこへ」など追加の確認が必要
- 体調と行動について入力はすべてプルダウンから選択する標準フォームを準備している

イメージ

		8/31	9/1	9/2	9/3	9/4
項目	記入例	月	火	水	木	金
体温：起床時	35℃台	36℃台	37.0～37.4℃	37.5℃～37.9℃	38℃台	39℃以上
体温：就寝時	35℃台	36℃台	37.0～37.4℃	37.5℃～37.9℃	38℃台	39℃以上
体調：せき	ない	ある	ひどい			
体調：喉の痛み、違和感	ない	ある	ひどい			
体調：頭痛	ない	ある	ひどい			
体調：身体のだるさ	ない	ある	ひどい			
体調：味や匂いの異常	ない	ある	ひどい			
体調：家族・同居人の症状	ない	ある	ひどい			
朝食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
昼食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
夕食	自宅、寮、クラブの管理下	外食：1人	外食：2～4人	外食：5人以上	抜き	
家族・同居人以外とのマスクなし会話	ない	ある(15分以内)	ある(15分以上)			
試合、チームTR、食事以外の外出	ない	散歩、ランニング、近所の買い物	ジム、温浴施設、マッサージ、知人・友人宅、その他			
県境を越えての移動	ない	クラブの遠征	私用、その他			

XXXIX.　感染症法

前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、**新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。**

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の**感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要**である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の**人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

（国民の責務）
第四条　国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

（情報の公表）
第十六条　厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の**予防及び治療に必要な情報を**新聞、放送、インターネットその他適切な方法により**積極的に公表**しなければならない。
２　前項の情報を公表するに当たっては、**個人情報の保護に留意**しなければならない。

参考資料

- 『HIV・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう』、政府広報オンライン
- 『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』、2020 年 2 月 13 日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 『新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』「新型コロナウイルスの３つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」、2020 年 3 月 26 日、日本赤十字社

[2022 年 5 月 11 日改訂]